

76
69

判事樋山廣業先生著

新稿
古物取締法詳解
此照

京都

世田榮壽堂梓

特46
210

判事樋山廣業先生著

新舊
比照
古物商取締法詳解

京都

笹田榮壽堂梓

凡例

一本書ハ明治廿八年三月二日法律第十



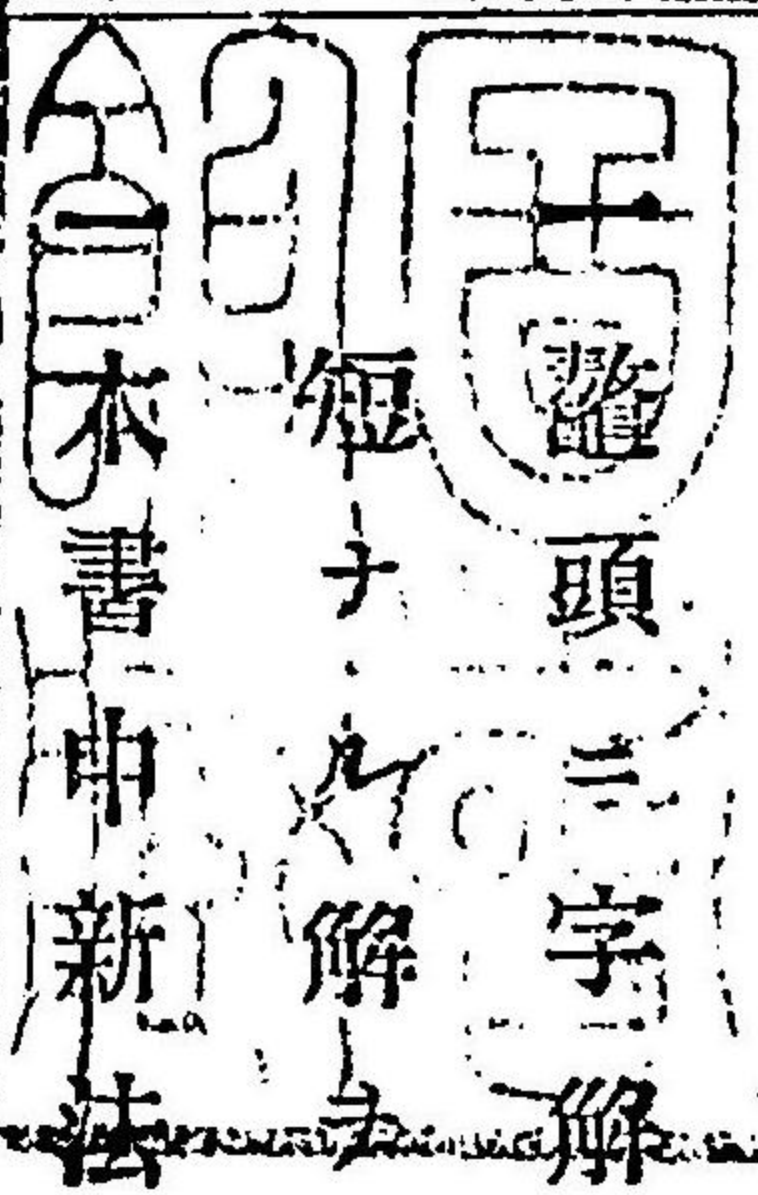
三號古物商

取締法ニ理行古物商取締條例ヲ對照シ註解ヲ加

ナリ

欄ヲ置キ法文及註解中ノ文字平易簡

施シタリ



トアルハ法律十三號古物商取締法ヲ

指シ舊法トアルハ明治十六年十二月第五十號布

告古物商取締條例ヲ示シタルモノトス

一本書ノ末尾ニ新舊法ノ比照表ヲ掲ク之レ其差異

ナ一目瞭然タラシムルニアリ
 一本書ハ發行者ノ企望ニ從ヒ至極簡短且平易ヲ主
 トシテ筆ヲ下シタリ故ニ法理的論議ニ涉ルヲ避
 ケタリ然レ共卑俗ニ流レザル様注意ハ加ヘタリ
 キ大方諸君ノ一讀ヲ茲ニ辭ス
 明治廿八年五月上旬

著者識

字解

協賛 實業院ト衆議院
 裁可 天子ヨリ
 公布 法律ニシテ
 理由 不完全
 進歩 制度ク
 古物商 アキナヒ主
 使用 ツカフ 賣買
 カコウ シヤウ
 ヒ交換 ヘル 營業
 シヤウ
 マイ

新舊 古物商取締法詳解

樋山廣葉著

古物商取締法

註 本法ハ明治二十八年三月二日第八回帝國議會ノ協賛ヲ經テ
 天皇陛下ノ裁可シ公布セラレタル法律ニシテ現行古物商取締條例ニ代フル
 モノナリ
 抑此改正ナリシ理由ハ現行條例ノ不完全ナルト法律思想ノ發達ト營業ノ
 進歩トニ依リ大ニ當時ト異ナル制度ヲ設ケサルヘカラサルヲ以テノ故ナリ
 其點ハ各本條ノ下ニ於テ一々詳解スヘシ
 第一條 古物商トハ主トシテ一度使用シタル物品若ハ其ノ物
 品ニ幾部ノ手入ヲ爲シタルモノヲ賣買交換スルヲ以テ營業
 ト爲ク者ヲ云フ

○第一條

フツビシナ
物品モノ
分利ケル
使用フ

ワドウ
相違イ
方法カタ

「駐」本條ハ古物商トハ如何ナルモノナルヤチ定メタルモノナリ
古物商トハ物品ヲ賣買シ若クハ交換スル營業者ナリ之ヲ分別セハ左ノ如シ
物品○古物商ノ取扱フヘキ物品ハ左ノモノナリ

一、一度使用シタル物品

二、其物品ニ幾部ノ手入ヲ爲シタルモノ

其第一ノ一度使用シタルモノハ其物品ノ用ヲ爲シタルモノナリ例ヘハ道具ノ
一度使ヒタルカ如キ着物ノ手ヲ通シタルカ如キ類ナリ其一度トアルヲ以テ
二度以上使用シタルモノハ古物ニアラスト云フヘカラス一度古物トナリシ
モノハ再ヒ新シキ物トナル理ナク二度三度使用スルモノ古物タルコト疑ヒナ
シトス然レトモ瀬戸物ノ作りモノニ使ヒタルカ如キハ使用シタルニ相違ナ
キモノ古物トナルモノニアラス必ラス茶碗、皿、鉢等夫々其使用スヘキ方法
ニ使用シタルモノナラサルヘカラス
又其第二ノ物品ニ幾部ノ手入ヲ爲シタルモノトハ或ハ修覆ヲナシ或ハ繼キ

ホシ此取
本法ヲ指ス

客人
人ニシテカフト
キハ賣人ナリ

下貨物
ウ代金
スナ云フ
常業
用品

足シ爲ス等其物品ヨリ幾分カ異ナル模様ニ爲シタルヲ云フ例ヘハ和本綴ナ
リシヲ西洋綴トシ又ハ表装ヲ仕替ヘタル書畫ノ如シ
新ラシキ物品ニ手入ヲ爲シタルトキハ如何即チ端物ヲ衣類ニ仕立テタルト
キ又ハ未タ一度モ人ノ手ニ亘ラサル前ニ在テ表紙ヲ仕替タル書籍ノ類ハ古
物ト云フヲ得ス又偶々古物商カ新規ノ物品ヲ賣買交換シタルトキハ如何是
亦本法ノ規則ヲ守ルニ及ハサルモノトス
賣買交換○賣買トハ一方ヨリ金錢ヲ出シ一方ヨリ古物ヲ渡スヲ云フ客人ヨ
リ金錢ヲ出ストキハ古物商ヨリ云ヘハ賣ルト稱シ古物商ヨリ金ヲ出シ物品
ヲ受クルトキハ古物商ヨリ云ヘハ買フト稱ス
交換トハ物品ト物品ト代フルヲ云フ彼ノ下貨ヒト俗ニ稱スルハ之レ交換タ
リ或ハ其不足分ハ金錢ヲ以テスト難モ交換ニ外ナラス
營業者○古物商ト云フハ營業ヲ爲ス者ナラサルヘカラス營業トハ常業トシ
テ其事ヲ營ムヲ云フ故ニ偶々不用品ヲ賣拂フカ如キハ營業ニアラサレハ古

名稱トナ

條件カドク

種類ワケ
免許シ

目的

物商ト云フヲ得サレハ此法ヲ守ルニ及ハサルカ如シ
舊法第一條ニハ古物商トハ古道具、古本、古書畫、古着、古銅鐵、潰金銀
袋物、小間物、襪巾、時計、飾屋、箔打、煙管屋等ノ名稱アリシモ新法ニ
ハ之ヲ記載セシテ一度使用シタル物品若ハ其ノ物品ニ幾部ノ手入ヲ爲シ
タルモノト記載シタリ之レ廣ク記シタルマテニシテ別ニ異ナリタルニアラ
ス矢張右ノ諸物品及ヒ其餘ニ本條ノ條件カ適シタルトキハ皆此法ヲ守ラサ
ルヘカテサルニ至レリ

第二條 古物商ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ其ノ物品ノ種類ヲ
定メ行政廳ノ免許ヲ受クヘシ

「註」本條ハ營業ヲ爲サントスル時ノ手續ヲ定メタリ

第一條ノ如キ右物商ヲ營マントセハ其目的タル物品ノ種類ヲ定メテ免許ヲ
受ケサルヘカラス例ヘハ古道具商ヲ爲サン古金商ヲ爲サン古手屋ヲ爲サン
ト云フトキハ各其事柄ヲ定ムヘシ

幾備ツ

後來ノチ

廢業メル

管轄應ヤクシヨ
管轄内ウチハイ
ミマウケコシラ
セ設ヘル

此種知ハ一人ニテ幾備ニテモ定ムルコトヲ得ヘシ古道具屋ト古銅鐵商ヲ兼
ネ古本商ト古書畫商トヲ爲スカ如シ

此免許ヲ受クルハ只行政廳トノミアリテ今分明ナラサルモ今日マテノ規則
ハ郡役所區役所市役所アリ後來又警察署ニ於テ之ヲ許スヤモ知ルヘカラス
本法全体ヨリ考フルトキハ警察署カ適當ナルヘシ

本條ニ違ヒ免許ヲ受ケスシテ營業シタルトキハ第十九條ニ依リ二圓以上百
圓以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

廢業スルトキハ別ニ明文ナシ然レトモ免許シタル行政廳ヘ其届ヲ爲スモノ
ナルヘシ

第三條 古物商ハ免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄内ニ店舗ヲ設
ケタルトキハ其ノ旨行政廳ニ届出ツヘシ

「註」本條ハ店舗ヲ設ケタルトキノ手續ヲ定メタリ

住居井

管轄外ノホカ

更メテ

違ニセザルヲ云フ

古物商ノ免許ヲ受クルハ必ラス表へ店ヲ張ルモノニ限レルニアラスニ階住居ノモノモ古物商ノ免許ヲ受クル權利アリ故ニ若シ其人ニ於テ古物ノ店舗ヲ設ケタルトキハ其旨ヲ届出ツヘシ

此店舗トハ本店ト支店トヲ論セス店ヲ張リテ營業スルヲ云フ

此届出ルハ免許ヲ受ケタル行政廳管轄内ニ限レルナリ若シ管轄外ナルトキハ次條ニ從ヒ更ニ免許ヲ受クルモノトス例へハ自分ニ於テ五條警察署ニ於テ古本營業免許ヲ受ケ五條通り寺町ニテ店舗ヲ設ケタルトキハ届出ルマテニ足ルモ若シ寺町通りニ條ニ店舗ヲ設ケタルトキハ河原町警察署ノ免許ヲ請ケサルヘカラサルカ如シ

本條ニ違ヒ届出テサルトキハ第二十條ニ依リ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

舊法ニハ此規定ナシ假令支店ヲ設ケタルトキモ更ニ免許ヲ受ケサルヘカラサルコトハ大審院ノ判決例アリ

管轄以外ノホカ
業所スルヲ云フ

買受トキナ云フ
譲受ルトキニ云フ品
目モクモノ官衙シヨ
公署役場ノ如シ
賣品ウニテサホヤケニ
ウルチ

其旨ルト云フコト
營業所バシヨ

第四條 免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄以外ノ地ニ於テ營業所又ハ店舗ヲ設ケムトスルトキハ更ニ其ノ行政廳ノ免許ヲ受ケルヘシ

管轄以外ノ地ニ於テ營業所又ハ店舗ヲ設ケタルニ非スシテ賣買若ハ交換シタルトキハ古物商ニ非サル者ヨリ買受ケ若ハ譲受ケタル場合ニ限り其ノ品目ヲ其ノ地ノ行政廳ニ届出ヘシ但シ官衙公署ノ公賣品及質業者ヨリ買受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

「註」本條第一項ハ管轄外ノ地ニ於テ營業場ヲ設ケル手續ヲ定メ第二項ハ營業場ヲ設ケスシテ營業ヲ爲ス手續ヲ定メタリ

第一項○免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄以内ニ於テ店舗ヲ設ケタルトキハ第三條ノ如ク其旨ヲ届出ツレハ可ナリ然レトモ其管轄以外ノ地ニ於テ營業所又ハ店舗ヲ設ケントセハ更ニ其設ケントスル所ヲ管轄スル行政廳ニ免許ヲ

店舖セ

住居非 自宅ノウチ

困難シキ

交換ヘル

請ハサルヘカラス例ヘハ京都ノ古物商人カ伏見町へ營業所ヲ設ケントセハ
 京都ニ於テ免許ヲ受テアルニ拘ハラヌ又更ニ伏見町ニテ古物商ノ免許ヲ受
 タサルヘカラサルカ如ク之レ各管轄ノ行政廳ニ於テ取締ヲ爲スカ爲メトス
 營業所ト店舖トハ何レモ古物商ヲ爲ス場所ナレトモ已ニ前條ニ於テ解キタ
 ルカ如ク古物商ハ必ラス店舖又ハ營業所ノアル處ニアラサレハ許サスト云
 フニアラスニ階住居又ハ自宅ニ於テ爲ササルモ免許ヲ受クルコトヲ得ヘケ
 レハ宅ハ上京ニアリテ營業所ヲ下京ニ設クルコトアルヘク又店舖ヲ設ケタ
 ルモノモ他へ營業所ヲ設クルコトモアルヘシ別ニ困難ナル區別アルニアラ
 サルヘシ

第二項○管轄以外ノ地ニ於テ別ニ營業所又ハ店舖アルニ非ラスシテ賣買
 クハ交換スルトキ例ヘハ上京ノ古物商カ下京ノ花主先へ到リテ賣買シ交換
 スルトキノ如キ類ナリ常ニ不用ノ物ヲ賣拂フトキニ右物商ヲ呼ビ來リテ賣
 ルコト多シ

買交トキイフ
 受ノトキイフ
 官衙公署ヤクマ
 質業者ヤ不正シカ
 ラサルモノ例ヘハヌス
 ミモノヒライモノヘヨ
 コドリモノ
 帳簿
 帳簿メン

印章
 記號
 厳重
 自宅ノイヘ許可シ

此場合ニ於テ古物商ニ非サル者ヨリ買受ケ若クハ讓受ケタルトキハ其口印物
 ナ一々目録ニ認メ其買取り若クハ讓受ケタル地ノ行政廳例ヘハ警察署へ届
 出ツヘシ九トモ官衙公署等ノ公賣品ナルトキ又ハ質業者ヨリ買取りタルト
 キハ別ニ届出ツルニ及ハス之レ別ニ不正ノ品物ニアラサルカ故ナリ
 古物商人ヨリ買受ケ又ハ讓受ケタルトキハ別ニ明文ナシ之レ亦届出ツルニ
 及ハサルモノトス蓋シ第十一條ノ如ク互ヒニ帳簿ニ記載スルヲ以テ取調
 ルニ差支ナキカ故ナラン

此條ニ違ヒ免許ヲ受ケヌ又ハ届出テサルトキハ第二十條ニ依リ二圓以上五
 十圓以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

舊法ニ在テハ本條ト同一ノモノナシ只其第五條第二項ニ官廳 町村學校 病
 院社寺會社ノ印章記號アル物ヲ其賣却シ得ヘキコトヲ証明スル証人二名以
 上アルニ非サレハ之ヲ買取り又ハ交換スルコトヲ得ストアリテ嚴重ナルモ
 本條ニハ斯ノ如キ規定ナシ又其第七條ニ古物商ハ自宅又ハ許可ヲ受ケタル

白痴カ瘋癲ガイ 雇
人ウニシテ禁メ
ル

大差ナキハキナ
記載セル 命令ボウ
第九條ニアル命令ニ
シテ一ノ規則ナリ
カウシヤウ ミチノク アキナ
行商 ヒオスルチイフ
露店 ミセ 糶賣ウリキ
クンアブナキ
險チイフ

市場及ヒ賣主讓主ノ居宅ノ外ニ於テ物品ヲ買取リ又ハ交換スルコトヲ得ス
トノ嚴制アリシモ本條ニ於テハ之レナシ蓋シ大ニ寬ナリシテ見ルヘシ
又舊法第五條第一項ニ十五年未滿ノ者白痴瘋癲者及ヒ雇人ヨリ物品ヲ買取
リ又ハ交換スルコトヲ得スト禁セラレシモ新法ニハ此禁止ナキヲ以テ買取
リ又ハ交換スルコトヲ得ヘキカ如キモ新法第六條アリテ之ニ代リタレハ別
ニ大差ナシト知ルヘシ尙ホ此條ニ付テハ下ノ第六條ニ於テ詳解ス可シ
第五條 左ニ記載シタルモノニ關スル規定ハ別ニ命令ヲ以テ
之ヲ定ムルコトヲ得
一 古物ノ市場、行商、露店及糶賣
二 刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具其ノ他危險ノ虞アル物品
ノ賣買交換
「註」 本條ハ別ニ命令ヲ以テ取締ルヘキ物品ニ付テ定メタリ
本條列記ノ物品ハ別ニ取締ルヘキ方法ヲ要スルモノナルヲ以テ此法ニ拘ハ

注意ケル
キグドウウイイドロト
器具ノ 盜罪ボウ賭
博ナ 處斷アン路傍
ミチノカ
タハラ

シヨアンウリ又ハコウクワ
處分スルコト
カクニシカニフ
確認ミトメル不正品
アイマイ 警察官
ニシテ 警告
エンサケンシコトイヒ
ヘイトウ 申告
賣却
ル

ラズ命令ヲ出シテ規定スルヲ注意シタルニ過キス
舊法第八條ニ刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具ハ身元詳ナラサル者及ヒ盜罪賭
博ノ處斷ヲ受ケタル者ニ賣渡讓渡シ又ハ露店及ヒ路傍ニ於テ賣渡讓渡ス
コトヲ得ス之ニ違フトキハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ又其第七條ニ
於テ免許外ノ市場ニ在テモ買取リ又ハ交換ヲ禁シタリ新法ハ之レヲ本法中
ニ明記セシメテ別ニ之ヲ定ムトセリ之レ取締方法ヲ異ニセサルヘカラサル
カ故ナリト知ルヘシ
第六條 古物商物品ヲ買受ケ若ハ交換セムトスルトキハ賣主
讓渡主ニ於テ其ノ物品ヲ處分スルノ權利ヲ有スルコトヲ確
認シタル後之ヲ爲スヘシ若不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察
官ニ申告スヘシ
「註」 本條ハ古物品ヲ買受ケ若クハ交換セントスル時ノ手續ヲ定メタリ
元來物品ヲ賣却シ若クハ交換セントスルハ其物品ニ付キ處分スル權利ヲ有

所有權
モノノモ
イテシユ
ナ
ルケ
ンリ

未成年者
二十歳未
満
ノ
男女ヲ
云
フ

處分權
ルケ
ンリ

委任
ト
チ
マ
カ
ス

認定
サ
ダ
メ

雇主
ヌ
シ

管財人
ニ
レ

スルトキナラサルヘカラス語ヲ換ヘテ云ヘハ自己ニ所有權アル物品ナラサル以上ハ自由ニ之ヲ賣却シ若クハ交換スルコトヲ得サルモノトス例ヘハ雇人カ主人ノ物品ヲ賣却スルカ如キ十歳ノ未成年者カ物品ヲ交換セントスルカ如キ他人ヨリ預リタル道具ヲ賣却セントスルカ如キハ之レ何レモ自己ニ處分權ナキモノナレハ漫リニ賣却シ交換スルコトヲ得サルモノナリ尤トモ委任アルトキハ其所有者ニ代リテ爲スモノナレハ敢テ差支ナシトス夫レ斯ノ如キ理由ナレハ古物商タル者ハ果シテ其物品ニ付キ賣却シ又ハ交換スル權利アルヤ否ヤヲ確カニ認定シタル後ナラデハ買受ケ又ハ讓受クルコトヲ得ス此制禁ヤ不正ノ所爲ヨリ得タル物品ヲ賣却スルノ忍レアルヲ以テ之レヲ防クニ於テ必要ナルモノトス故ニ十五年未滿ノ者、白痴瘋癲者、雇主ノ家ニアル雇人、盜罪、詐欺取財罪等ノ處分ヲ受ケタルモノ等カ物品ヲ賣却セントシ若クハ交換セントスルトキハ父母、後見人、管財人、雇主、又ハ身元慥カナルモノ等証人ヲ求メ

法人
ナ
ケ
ル
ヒ
ト
ニ
シ
テ
ノ
ル
非
ナ
リ

處分權アルヤ否ヲ確カムヘシ殊ニ官衙、公署、社寺、法人等ノ印章記號アル物品ノ如キハ証人アルニアラサレハ買取り若クハ交換セサルヲ良シトス其他敢テ必ラス之レニ限りシニハアラス結局其物品ハ其人ニ於テ處分スル權利アルコトヲ確認シテ爲サハ十分ナリトス其確認ノ方法タル或ハ証人ニ依リ或ハ家柄人柄等ニ依リテ爲サ、ルヘカラス

白痴瘋癲
チ
ガイ

印章記號
シ
フ
テ
フ

而シテ若シ其物品カ不正ナルヤノ疑アルトキハ直チニ警察官ニ申告スヘシ然ラサレハ第二十條ニ依リ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處セラルヘシ舊法第五條第六條ニ其事ヲ規定シタリ即チ十五年未滿ノ者、白痴瘋癲者及ヒ雇人ヨリ物品ヲ買取り又ハ交換スルコトヲ得ス但父母後見人雇主又ハ身元詳ナル者其証人タルトキハ此限ニアラス官廳、町、村、學校、病院、社寺、會社ノ印章記號アル物品ハ其賣却シ得ヘキコトヲ證明スル証人二名以上アルニ非サレハ之ヲ買取り又ハ交換スルコトヲ得ストアリ又盜罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル者ヨリ物品ヲ買取り又ハ

安價アタリマヘヨリ
 安價ヤスキキハツケン
 犯罪チカス積見ワラ
 ルキウケイバツケンニシヨ
 求刑スヘシトケンシヨ
 ヨリサイバシヨハ
 モトムルコトナリ
 ハンキソク
 反ソムク
 不判然リセヌ確信ツ
 カリソトホリ
 トナモフナリ

ハンソクシヤ キソクニソム
 反則者 キソクニソム
 リ コセキソラセコセキナゲ
 戸籍調シセキナゲ
 テトリシハンソクニソム
 ラベル 煩雜シテワラ
 シ
 ハウホフシカ
 方法タ
 ニンカエルアンセンアン
 認可シ 安然シン

ハンソクハツケンニシ
 懲罰ヨセラレル
 ハンソクイゾレカヨキヤチ
 判断ココロニテワケル
 ヘキチハンソムキダ
 云フ 反ルナイフ

ヒセウクラコトナルチガ
 比照ベル 異イ

多額タカ
 クラシキ
 寛ヤカ

參シ自家着用物ナルモ不用ニ付之ヲ賣却スト甲何ノ疑フ所モナク其物品チ
 安價ニテ買受ケタリシカ後丙ハ犯罪モアリ且住所氏名ハ偽リナリシコト發
 見シ裁判所ニ求刑セラレタリ

此甲者ハ古物商取締法違反者ナリヤ否ヤ人必ラス云ハン之レ氏名住所詳カ
 ナルモノニシテ且顔知リナレハ決シテ罪ナキモノナリト然レトモ丙ハ果シ
 テ乙ノ宿帳ニ記載シタル住所及ヒ氏名ニ相違ナキヤ之レ不判然ニシテ只彼
 レカ云フカマニク自己ノ心ニテ確信セル者ナルヘキモ決シテ詳ヒラカナ
 ルモノト云フテ得ス余カ前ニ解キシ形式上ノモノニシテ實體上チ欠ク左レ
 ハ本條ノ反則者トシテ決シテ疑ハサルヘシ
 人或ハ曰ハン然ラハ常ニ賣買交換スルトキハ必ラス戸籍調ヲ爲サ、ルヘカ
 ラサルカ如シ其煩雜云フヘカラスト成程其困難ハアルヘシ然レトモ之チ係
 カレルノ方法ハ本條ノ但書ノ如ク住所氏名詳ナル者カ其證人トナルトキカ
 又ハ警察官ニ買受ケ若ハ交換スルトコトノ認可チ受ケテ爲スチ以テ安然タリ

トス

此手數チ爲スト手數チ爲サスシテ處罰セラルト何レカ可ナルヤ讀者自ラ
 判断スヘシ

本條ニ反スルトキハ第二十条ニ依リ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處セラル
 ヘシ

舊法ハ第四條ニ身元詳ナラサル者ヨリ物品チ買取リ又ハ交換スルコト未得
 ス但身元詳ナル者其證人タルトキ又ハ警察官若クハ巡查ノ認可チ受ケズル
 トキハ此限ニアラス之ニ反スルトキハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處スト
 アリ

之チ比照スルニ身元トアルモ住所氏名トアルモ別ニ其意味ノ異ナルコトナ
 シ又新法ニハ巡查ノ文字ナキモ警察官ノ内ニアリト云フコト未得ヘシ之レ
 其一部分ナレハナリ只異ナルハ罰金ノ多額ニ於テ二百圓ガ五十圓トナリシ
 ノミ之レ實ニ寛トナリシモノナリ否舊法カ重キニ過キタルナルヘシ

○第七條

傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ買受ケ又ハ讓受クルコトヲ得ス

前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未ダ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ消毒法ヲ施サシム其ノ命ニ從ハサルトキハ之ヲ官沒ス

「註」本條ハ病毒ノ爲メ汚染シタル物品ニ付テノ規定ナリ
傳染病毒ハ實ニ恐ルヘキモノニシテ聊ノ汚染ヨリ一般ニ蔓延シ終ニ救フヘカラサル場合ニ至ルモノナレハ實ニ注意スヘキモノナリ故ニ斯ノ如キ汚染物ハ十分消毒ノ法ヲ施シ感染ノ憂ナシト思料スル上ニアラサレハ他ヘ轉スルコトヲ禁スルヲ以テ公益ヲ保護スルノ至レルモノト云フヘシ
今本條ニ依レハ必ラス消毒シタル後ニアラサレハ買受ケ又ハ讓受クルコトヲ許ササルモノトセリ
左ノハ古物商タルモノ若シ疑アル物品ノ賣却又ハ交換ノ申出アルトキハ消毒

有無ルカイナヤナリ
檢ミ

消毒トクナケス

命ツケ 方法ノシカタク
承 コトナリ

損害ノ賠償ヲツクナフ

押収トシテシテサヘテ
領
置証書リガキ規定ソ
交付
拒 シヤウチセヌ

毒ノ有無ヲ檢シ消毒ナキトキハ之ヲ論シテ消毒セシメ然ル後ニ買取り又ハ交換シ得ヘキモノトス
若シ消毒シタルモノナルヘシト思料シ之ヲ買取り又ハ讓受ケタル後警察官ノ檢査ヲナシタルトキ未ダ消毒法ヲ施ササルモノナルトキハ消毒法ヲ施スヘキノ命アリトス然ルトキハ速ニ之ニ從ヒ消毒法ヲ施ス可シ其方法タル別ニ規則ナキトキハ警察官ニ之ヲ承ルヲ良シトス
之ニ反シ若シ其命ニ從ハサルトキハ官ニ沒收セラル可シ而シテ之ニ對シテハ決シテ損害ノ賠償ヲ求ムル權ナキノミナラス消毒セサル物品ヲ買受ケ又ハ讓受ケタルトキト同シテ第二十條ニ依リ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處セラル可シ
警察官カ物品ヲ押収シタルトキハ必ラス其領置証書ヲ受取ル可シ之ノ第十條ノ規定ニ依リテ然ルモノトス若シ領置証書ヲ交付セサルトキハ其物品ヲ渡スコトヲ拒ム權利アリトス

本條ノ品觸寫書ニ年月日ヲ附記セス又ハ其時ニ已ニ相當物品ヲ所持シ又ハ其以後六ヶ月内ニ相當ノ物品ヲ買受ケ若ハ交換シ若クハ寄藏ヲ受クルモ届出テサルトキハ第二十條ニ照シテ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

儲品觸アリシ物品ヲ所持シ買受ケ、交換シ、寄藏ヲ受ケタルトキハ直チニ本條ニ從ヒテ届出テ爲ストキハ第十七條ニ從ヒ警察官ハ之ヲ徵收シ被害者ノ知レアルモノニ付テハ還付シ知レサルトキハ二年間保存シ尙ホ知レサルニ於テ官ニ沒收スルコトヲ得ルモノナレハ古物商タルモノハ十分注意シテ贖物ヲ買受ケ、交換シ、寄藏ヲ受ケサルコトスルヲ良シトス若シモ然ラサルトキハ第十七條ノ處分ヲ甘ンセサルハカラス

然レトモ此處分ヲ受ケタルトキハ古物商ハ全然損害ヲ負擔スヘキカ言ヲ換ユレハ物品ハ取テ損トナルヤ否ヤト云フニ決シテ然ラス其賣主、交換主等判然タル場合ニ在テハ其人ニ對シテ代價、物品取戻ヲ求ムル權利アル

キリ

ケイホフソケイホウニ
刑法附則
ソチニトリアンカモト
ク徵ケル 原價ノ子
ウチコウタ コウシヤウ
ルダイキン 公商 セン
トカンギツチウケル
シチエテエイゲウチス
ルアキ アレンケウチアゲ
ウド 還給 テワタス
シヤウイコマカク
詳細 クワシ
類似アル
理由ク辨解ケナリ

ノミナラス又損害賠償トシテ請求スル權利ヲ有スルモノトス之レ故ナク他人ニ損害ヲ被ムラシメタルモノハ之ヲ償ハサルヘカラストハ民法ノ一大原則ナレハナリ

又裁判上ニ於テ刑法附則ノ爲メニ其物品ヲ徵セラルトキハ其原價ヲ得サレハ渡サスト拒ムコトヲ得可シ然レトモ之レ公商タル古物商ヨリ古物商人カ買取リ又ハ交換シタルトキニアラサルヘカラスト若シ然ラサルモノヨリ買取リ交換シ寄藏ヲ受ケタルトキハ還給ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス之レ刑法附則第五十五條ノ規定タリ

尙ホ詳細ノ事ハ第十七條ニ到テ之ヲ説クヘシ

舊法ニ在テハ其第十條第十一條ニ規定シタリ只新舊異ナル点ハ左ノ二トス

一、新法ハ相當トアリテ舊法ハ類似トアルコト

二、新法ハ明文ナキモ舊法ハ届出テスシテ其理由ヲ辨解スルコト能ハサルモノハ第六條ノ刑ニ同シトアルコト

是レナリ左ニ之ヲ説ク

制限ル
 豫防メフセテ略マシ
 判斷上ナトナラケタ
 ル
 寛嚴トキビシ
 考覈ヘル
 延引ナル 正當リマ

第一 舊法ニ於テハ品觸ヲ發スヘキ場合ヲ制限セス故ニ警察官ニ於テハ見込ミテ以テ品觸ヲ發シタルノミナラス尙ホ豫防ノ爲メニ略ホ相似タルモノナレハ必ラス届出ヲ爲サシタリ新法ニ於テハ品觸ノ場合ヲ規定シ且之レニ相當スル物品ニアラサレハ届出ヲ爲サシメス故ニ類似ノ如キハ古物商ニ於テ判斷上届出ルニ及ハサルニアリ相當ト類似トハ大ニ法意スヘキ点トス之レ新舊其規定ヲ寬嚴ニスル所以ナリ

然レトモ果シテ相當セルカ否ヤニ付テハ大ニ疑ヲ存スルモノナリ人々ニ依リ其判斷ヲ異ニスルコトアリ甲ノ相當ナリトスル物品乙ニ於テハ相當ナラスト云ヒ乙類似ナリト云フモ甲類似ナラスト云フアリ故ニ遠ク慮ハカリアルモノニ在テハ類似ノモノト雖モ之ヲ届出テ以テ警察官ノ考覈ヲ煩ハスヲ以テ上策ナリト思料セリ古物商タル人注意シテ可ナリ

第二 舊法ニ於テハ届出ヲ爲サルハ斯々々々ノ理由ニテ延引セリト正當

科セズハツケンチイ
 酷ヒ
 最低ルクス 体刑ラ
 ダテケイバツ
 抗拒カイ
 強制 シヤウ 意ナ
 キコノロナキナリ 知
 見神ハロナリ喪失
 ナフ是非アシ 辨別キ
 ルマハ

ノ理由ヲ以テ辨解スルトキハ第十四條ノ二圓以上二百圓以下ノ罰金ノ刑ヲ免カレ若シ其辨解ヲ爲ス能ハサルトキハ第六條ニ依リ一月以上三年以下ノ重禁錮又ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處セラルルモノタリ新法ニ於テハ届出ヲ爲ササル辨解ヲ爲スニ許サス從テ辨解ヲ爲ササルモ別ニ刑ヲ科セス故ニ届出ヲ爲サハルトキハ辨解ヲ待タス第二十條ニ依リ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處セラルルモノトス茲ニ於テハ新法甚ダ酷ナルカ如キモ辨解シ能ハサルヨリ科セラルル刑アルヨリ見レハ寛ナリト云フヘシ況ンヤ新舊ノ處罰上罰金ノ多數ヲ減低セルノミナラス体刑ナキニ於テチヤ然レトモ絶体ニ辨解ヲ許ササルニアラス刑法上總則ニ掲ケタル抗拒スヘカラサル強制ニ遇ヒテ届出ツルコト能ハサルカ如キ、罪ヲ犯ス意ナキノ所爲罪ヲ犯ストキ知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ辨別セサルモノナルトキ等ハ法律上不論罪トナルヘシ其手續ニ付テハ茲ニ論スルノ餘紙ナシ刑法論ニ讓ル可シ

帳簿ヲ指シヨウ
帳簿メ
記載ノセルシ

店賣ニテナル

理由ケ調査ラベル

第十一條 古物商物品ヲ賣買シ若ハ交換シタルトキハ其ノ物
品及賣主讓渡主ヲ帳簿ニ記載シ又買主ト讓受主ヲ詳ニスル
コトヲ得タルトキハ之ヲ記載スヘシ
其ノ他帳簿ニ關スル規定ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト
ヲ得

「註」本條ハ帳簿ニ記載スヘキ事柄ヲ規定シタリ

古物商ニ於テ物品ヲ賣買若クハ交換シタルトキハ左ノ事柄ヲ一々帳簿ニ記
載スヘシ

一、其物品

二、賣主讓渡主(若シ賣リタルトキハ其買主、讓受主ヲ記載スヘシ但シ

詳ニセサルトキハ記載スルニ及ハス例ハ通行人ニ於テ店賣セシトキ

ノ如シ

斯ノ如ク帳簿ニ記載スル理由ハ調査スルニ於テ差支ナカラシマンカ爲メナ

店舖セ

即時サマ

宅カヘル

説明カス

懈怠タリ

削除ノケル

リ即チ第十三條ニ調査規定アリ

其帳簿ニ記載スル時間ニ在テハ別ニ規定ナシト雖モ營業所、店舖ニ於テ爲
ストキハ即時記載シ先方ノ宅等ニ於テ爲ストキハ歸宅直チニ記載スヘシ之
レ明文上直チニトアラサルカ故ナリ大審院ノ判決亦此例アリトス

其他帳簿ニ關スル規定ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定メラルヘシ依テ其命令ノ出
ツルヲ俟ツテ説明スル所アルヘシ

本條帳簿ニ記載セサルトキハ第二十條ニ依リ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ
處セラルヘシ而シテ之ノ懈怠ヲ罰スルニアレハ帳簿記載ノ暇ナカリシコト

ノ証明ハ古物商ニ於テ爲サ、レハ責ヲ免カルヘカラス

舊法第三條ニ於テ同一ノ規定ヲ見ル只警察官ニ於テ云々調査スルニ差支ナ
キ様トアルモ之レ別段記載スヘキ必要ナシ殊ニ新法第十三條ノ規定アルニ

以テ之ヲ削除シタルニ外ナラス而シテ其罰金ノ多數ニ於テ大ニ異ナルアリ
一ハ二百圓以下ニシテ一ハ五十圓以下ナリ

廢棄スアル許可シ

第十二條

物品ノ賣買交換ヲ記載シタル帳簿ヲ廢棄セムトス

ルトキハ警察官ノ許可ヲ受クヘシ

「註」本條ハ帳簿ヲ廢棄スルトキノ手續ヲ規定シタリ

調査ベシラ
必要ヨウ
無斷リナク
所轄ハイスル

帳簿ハ前條ノ如ク其記載シタル事柄ヲ調査スル爲メニシテ大ニ必要ナルモ
ノナリ然ルニ之ヲ無斷ニテ廢棄スルカ如キ取縮上差支ヲ生ス可シ即チ調査
セントスル必要生スルモ之ヲ爲ス能ハス故ニ若シ之ヲ廢棄セントセハ所轄
警察官ノ許可ヲ受クヘシ

内規キヨク
爲シ

而シテ其年限如何ニ就テハ別ニ明文ナキモ前條第二項ノ如ク別ニ命令ヲ以
テ定メラルルカ又ハ警察官ニ於テ内規ヲ立テラルルカナルヘシ

變更ル不正キ所
爲シ

廢棄セントスルトキ許可ヲ必要トセルナレハ其之ヲ作りタルトキモ亦認メ
テ受ケサル可カラザルカ如シ然ラサレハ帳簿ヲ變更シ不正ノ所爲ヲ爲スコ
トアルヘシ然レトモ此事法律上明文ナシ何カ行政上ノ處分ヲ爲スヘキカ又
ハ命令ヲ以テ定メラルルナラン

保存チク亡失シ
ル

本條ノ許可ヲ受ケスシテ帳簿ヲ廢棄シタルトキハ第二十條ニ依リ二圓以上
五十圓以下ノ罰金ニ處セラル可シ

舊法第十二條ニ依レハ簿冊及品觸寫書ハ十年間保存スヘク若シ亡失シタル
トキハ届出ツヘシ違フトキハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ストアリ新法

ニ於テハ保存ノ年限ヲ定メス又品觸寫書ノ事ニ及ホサス然レトモ第十一條
第二項ニ依リ帳簿ニ關スル規定ハ別ニ命令ヲ以テ定ムトアレハ茲ニ之ヲ明

記セシ命令ニ記スルモノナルヘシ

又舊法ハ亡失トアルモ新法ハ廢棄トアリ夫レ亡失トハ天災地變其他抗拒ス

ヘカラサル事柄ニ依リ古物商ノ手ヲ離レタルモノヲ云フモノナルヘシ故ニ
無用ニ属スルモノトナシ故サラニ反古屋ニ賣却シ又ハ綴テ離レテ他ノ用ニ

使フトキノ如キハ包含セサルヘシ左レハ舊法ハ其場合ニ於テハ慣例上届出
テタルナルヘシ新法ニ在テハ舊法トハ至ク反對ニシテ亡失ノ場合ヲ規定セ

ス却テ廢棄即チ故ヲニ棄テ廢スル場合ヲ規定シタリ蓋シ亡失ノ場合ニ於テ

天災アメハコウズ并
テシハノ地變ハレシ
トシ抗拒コウ
ハウガシ
包含ム
慣例タリ

ニシテイミトメ
認定キメル
申變ヘントウ
當時トキ

嫌疑ガイ遺失物ナシ
汚染モノ
時宜アイト 差押

トリチサヘテウユ
ウニサメナ云フ
押收トリアゲル 領
置証書リガキ 交付
ワタ

ハ之ヲ止ムヲ得サルコトナレハ其次第ヲ届出ツルヲ以テ足ルヘシ其規定タ
ル別ニナシト雖モ其手續ヲ爲サ、ルトキハ勝手ニ廢棄シタリト認定セラル
ルコトアル可シ何ントナレハ其事變ノ當時之ヲ届出テ置クトキハ警察官モ
之ヲ知ルヲ以テ大ニ疑点ヲ解スルコトアル可シ之レ古物商タルモノ注意ス
ヘキ点ナリトス

第十三條

警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染
病毒汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ物品及帳
簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ其ノ物品ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差
出サシムルコトヲ得
警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領置證書ヲ交付スヘ
シ

「註」本條ハ物品及帳簿ノ検査ヲ爲ス場合ヲ規定シタリ
第一項ハ警察官カ時ノ如何ヲ問ハス物品及ヒ帳簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ

嫌疑ツミノアル
遺失物モノヲトシタル
ルモ

端緒テガヒリナリ
隠蔽ス 塗抹ケス
虚偽ソワリ 陳述
故意ト 毀損
ソコナフ 亡失

一、 犯罪ノ嫌疑アル物品
二、 遺失物
三、 傳染病毒汚染ノ物品
トス之レ何レモ其儘ニ古物商ノ手元ニ置クヘカササルモノニシテ三ノ物品
ハ第八條ノ處分ヲ爲ササルヘカラスニ、及ヒ一ノ如キハ第十七條ノ處置ヲ
施サ、ルヘカササルカ故ナリ

又其帳簿ノ如キハ其記載ニ依リテ犯罪者ヲ知り又拾ヒ人ヲ知り以テ犯罪捜
査ノ端緒ヲ得ルカ爲メナリ而シテ之ヲ差出サシムルハ不正ノ古物商人カ之
ヲ隠蔽スルカ爲メニ塗抹廢棄ノ憂ヲ防クニ外ナラサルヘシ
故ニ古物商人ニシテ若シ検査ノ時ニ虚偽ノ陳述ヲナシ又ハ故意ニ物品帳簿
ヲ毀損亡失セシメタルトキハ第十九條第一號ニ從ヒ二圓以上百圓以下ノ罰
金ニ處セラルルモノトス

シヨウメイイシヤウコダテ
 證明 ナハツキリセ
 シムルヘンクセントリカ
 ナリ 返還ヘス
 ナフシヤシナサヘ コウフ
 押收トリアゲル 交付
 ワタ
 ス
 請求ムル
 至當マヘ
 列記シラベ
 違犯タゴウ 必要ヨウ

第二項○凡ソ物ヲ渡シテ其受取ヲ取ラサルモノハアラス之レ渡シタルコト
 ナ証明スルモノニシテ後日渡シ又ハ受取ルニ付キ争テ生シ又ハ返還ニ付キ
 議論ヲ醸スニ於テ之ヲ証據立ツルニ必要アレハナリ
 故ニ假令警察官カ職務上之ヲ押收スルトキト雖モ必ラス領置証書ヲ交付セ
 サルヘカラス又古物商タルモノ之レカ交付ヲ請求セサルヲ得ス而シテ帳簿
 ノ事ニ付テハ別ニ明文ナシト雖モ理ニ於テ同シケレハ渡シタルトキハ領收
 証書ヲ請求スルヲ至當ナリトス其物品又ハ帳簿ノ場合ニ於テ領收証書ヲ交
 付セサルトキハ之ヲ渡サスト拒ム權アリトス
 舊法第十三條ニ同一ノ規定アリ而シテ其檢査ヲ爲シ差押ヘ差出サシムヘキ
 場合ヲ列記セス之レ新法ニ在テ明ラカニシタルモノトス舊法ニ在テモ之ヲ
 拒ムトキハ第十四條ニ從ヒ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處セラルルヘシ其
 制裁ハ新舊異ナリ之レ事体ニ於テ舊法ノ如ク多數ヲ要セサレハナルヘシ
 第十四條 古物商法律命令ニ違犯シ行政廳ニ於テ必要ト認ム

禁止トメ停止トメ
 効力ナカラ
 絕對的 ナナシクキマ
 リナクシテトシクシマ
 云フイナリ 終身マテ
 期間内マテト云フ
 經過ナル
 繼續シク
 延長バズ

ルトキハ其ノ營業ヲ禁止若ハ停止スルコトヲ得
 禁止及停止ノ効力ハ全國ニ及フ
 「註」本條ハ營業ヲ禁止シ若クハ停止スルコトヲ規定シタリ
 禁止トハ古物營業ヲ絕對的ニ差止ムルヲ云フ即チ何時マテトハ限ラス止ム
 ルモノナリ故ニ或ハ其長ヒクヤ終ニ營業ヲ爲スコトヲ終身爲ス能ハサルコ
 トアルヘシ然レトモ決シテ望ミナキニアラス場合ニ依リ第十六條ノ如ク禁
 止ヲ解クコトヲ得ヘシ
 停止トハ古物營業ヲ爲スコトヲ或ル期間内止ムルモノヲ云フ即チ相對的タ
 リ此場合ニ於テハ其期限ノ經過ヲ爲スニ依リテ更ニ營業ヲ爲スモノナリ然
 レトモ場合ニ依リ尙ホ停止ヲ繼續セラルルコト即チ期限ヲ延長セラルルコ
 トアリトス此事ニ付テハ第十六條ノ如ク解クコトノ明文ナシ蓋シ期限アル
 ナ以テ別ニ解クノ必要ナク自然ノ經過ニ依リテ解クルモノナレハナリ
 以上禁止若クハ停止ヲ爲スハ如何ナル場合ナリヤト云フニ法律命令ニ違犯

シテ行政廳ニ於テ必要ト認メタルトキニアリ而シテ法律トハ此古物商取締法

千差万別サイロ
結局

事件ガコト

裁判上

不服ウチ

上級官廳カシヨナ

名義タニシテ代理
人スルヲイフヤトヒノ
ゴトカシクアシキ
シテ好悪ヒト

シ行政廳ニ於テ必要ト認メタルトキニアリ而シテ法律トハ此古物商取締法
ヲ云ヒ命令トハ第五條第十一條第十八條第二十三條ニアル命令ヲ云フ其之
ヲ違犯ストハ其法律命令ニアルカ如ク爲スヘシトアルヲ爲サ、ル者又ハ爲
スヘカラストアルヲ爲シタルモノニシテ一例セハ第六條ノ處分權ヲ認メス
シテ買受ケタルトキノ如キ又第七條ノ身元詳ラカナラサルモノヨリ交換シ
タルカ如キ第十條ノ品觸アルモノヲ届出テス又ハ品觸アルモノヲ他へ賣却
シタルカ如ク第十一條ノ一々帳簿ニ記載セサルカ如ク其他千差万別結局法
律命令ニ背キテ爲シタルトキニ外ナラス然レトモ只其違犯アリトセハ直チ
ニ本條ヲ適用スヘシト云フニアラス尙ホ行政廳ニ於テ必要アリト認ムルト
キニアリ故ニ一ケ度違犯シタリトテ必ラス禁止、停止ヲ命セラレサルヘシ
又一ケ度ニテモ事体重ク公益ヲ害スル大ナルモノナレハ直チニ禁止若クハ
停止ヲ命セラレヘシ
此禁止、停止ノ處分ハ裁判上ノ處置ニアラスシテ行政廳タル府縣知事、警

察官ノ處置タリ故ニ假令不服アリト雖モ控訴上告ヲ爲スコトヲ得サルノミ
ナラス上級官廳タル内務大臣若クハ行政裁判所ヘモ不服ヲ訴フルコト能ハ
サルモノトス左レハ古物商タルモノ十分注意シテ違犯ナキ様心掛クルヲ以
テ第一トス
如之此禁止若クハ停止ノ効力ハ全國即チ大日本國全部ニ及ホシ何レノ地
ニ行クモ古物商ヲ營業爲スコト能ハサルモノナレハナリ
而シテ禁止及ヒ停止中ハ自ラ營業ヲ爲スコトヲ得サルハ勿論他人ノ名義ヲ
以テモ爲スコトヲ得ス又代理人タルコトヲモ許サス之レ名ヲ他人又ハ代理
人ニ依リテ其實自ラ營業ヲ爲ス好悪ノ徒ヲ制スルニ於テ必要ナルモノトス
故ニ若シ自ラ營業ヲ爲シタルトキハ第十九條第三項ニ依リ他人ノ名義又ハ
代理人トナリテ營業ヲ爲ストキハ同條第四項ニ依リ何レモ二圓以上百圓以
下ノ罰金ニ處セラレヘシ
舊注第十九條ニ在テハ一ケ年内ニ二ケ度古物取締條例ヲ犯シタルトキハ禁

サチガ
差ヒ

フビフツ
不備ロロ

禁止コブツノエイケ
禁止ヲサントメル

他人ト名義マヘ
他人ト名義マヘ

代理人トナリ
代理人トナリ

止ソノアイダダケ
止ソノアイダダケ

ゲウチ
トメル

補助タスケナ
補助タスケナ

有名無實
有名無實

ラレタルモソ
ラレタルモソ

トナシ委任ス
トナシ委任ス

人ビト
人ビト

止又ハ停止ノ處分ヲ爲スト定メタリ之ノ新法ト差アル處即チ度數ノ規定ナ
キモノタリ故ニ新法ニ於テハ一度ニテモ禁止又ハ停止ヲ爲スコトヲ得ヘシ
又舊法ニ在テハ禁止停止中之ヲ犯シテ營業セルモノヲ罰スル明文ナシ之レ
舊法ノ不備ヲ新法ニ於テ補ヒタルモノトス

第十五條

禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ古物
商營業ヲ爲シ又ハ古物商ノ代理人タルコトヲ得ス停止ノ處
分ヲ受ケタル者其ノ期限内亦同シ

「註」本條ハ禁止停止ノトキノ心得ヲ示シタル規定タリ

前第十四條第一項ニ依リ營業ヲ禁止セラレタルモノハ自分ハ勿論他人ノ名
義ヲ以テモ營業ヲ爲スコトヲ得サルヘク又古物商人ノ代理人トシテ其營業
ヲ補助スルコトヲ得サルモノトス之レ或ハ名ヲ他人又ハ代理人ニ假リテ自
ラ營業ヲナシ禁止ノ効ヲシテ有名無實タラシムルモノアルヲ防クニアリ

代理人トハ委任ヲ受ケタルト否トナ問ハス又雇人手代ノ名義如何ヲ論セス

キ
期限ヨリイツマテ

キ
規定ク

比
照ベル

ナ
何時キハキラワヌ

ト
カツテニエイダケ

ル
絶対的マテトキマラ

メ
改悛ラタメル

ホ
法規キソク

ツ
理由ケ必要ヨウ

事實上其人ニ代リテ營業シタルトキナ云フ

停止ノ處分ヲ受ケタルトキハ其停止ノ期限内亦同一タリ其理亦前段禁止ノ
時ト同シ

若シ自ラ營業ヲ爲シタルトキハ第十九條第三項ニ依リ又本條ノ規定ニ背キ
他人ノ名義ヲ以テ營業ヲナシ又ハ代理人タルトキハ同條第四項ニ依リ何レ

モ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

舊法ニ於テハ本條ニ比照スヘキ條文ナシトス

第十六條

行政廳ハ何時タリトモ營業禁止ヲ解クコトヲ得

「註」本條ハ禁止ヲ解クコトヲ規定シタリ

元來禁止ハ絶対的ノモノニシテ期限アルニアラス然レトモ此處分タル營業
ト不都合ナルヨリ差止メラレタルモノナレハ其人改悛セシ上ニテ古物ニ關

スル法規ヲ堅ク守ルニ於テハ決シテ禁止ヲ繼續スル理由ナシ左レハ行政廳
ニ於テ最早禁止シ置クノ必要ナシト認ムルトキハ何時ニテモ禁止ヲ解カル

カイキンケンシナトクニテ
解禁トイメテラレタルチ
トナルニ出願フガ
ルナリ 出願フガ
時キキマラス
フクモトニ
復歸カヘル
履行ナフ
免許シ
消滅ル
細則キソク
遺失物シタルモノ

カイキンケンシナトクニテ
解禁トイメテラレタルチ
トナルニ出願フガ
ルナリ 出願フガ
時キキマラス
フクモトニ
復歸カヘル
履行ナフ
免許シ
消滅ル
細則キソク
遺失物シタルモノ

可シ
此解禁アル上ハ他ノ普通營業人ト同シク古物營業ヲ爲スコトヲ得ヘシ而シ
テ此解禁ヤ決シテ出願シテ得ヘキモノニアラス行政廳ヨリ隨時解クモノ
ト知ル可シ
解禁アリシトキハ營業ハ其儘復歸シ營業ヲ爲スコトヲ得ルヤ又ハ更ニ第二
條ノ手續ヲ履行セサルヘカラスナルヤ
余思フニ解禁アリシトキハ更ニ第二條ニ從ヒ免許ヲ受ケサルヘカラス何ソ
トナレハ前ノ營業免許ハ禁止ニ依リテ消滅シ其效ヲ失フモノナレハ更ニ免
許ヲ受ケサレハ營業ヲナスコトヲ得サルハ勿論ナリトス尙ホ此般ニ關スル
細則ハ命令ヲ以テ定メラルルナラン

第十七條 古物商ノ買受ケ又ハ交換シタル物品ニシテ遺失物
若ハ贖物ニ係ルトキハ營業者ヨリシタルト否トテ問ハス警
察官ニ於テ之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得若被害者
知レサルトキハ徵收シタル日ヨリ二箇年ノ後官沒スルコト
ヲ得
「註」本條ハ物品ヲ徵收シ被害者ニ還付スヘキ手續ヲ規定シタリ
古物商ハ品觸ニ依リ又ハ検査ニ依リテ其所持物品ニ贖物タルモノ又ハ遺失
物ナルモノアル可シ而シテ第十三條ニ依レハ時宜ニ依リ警察官ニ於テ其物
品ヲ差押ヘ徵收スルコトアル可シ又別ニ徵收セサルモ差押ユル場合アル可
シ蓋シ公益ノ爲メニ爲ス處分タリ
本條ハ警察官ニ於テ贖物又ハ遺失物ナルトキハ之ヲ徵收シ其被害者ニ還付
スルコトアル可シ之ノ實ニ行政處分ニシテ其權力ノ大ナルモノナリ
或ハ日ハン此處分タル實ニ司法處分ニシテ裁判上ニアラサレハ斯ノ如キ處
分ヲ爲スコトヲ得スト成程是等ノ處分ハ裁判宣告結果ニシテ檢事ニ於テ爲
スモノナリ然レトモ本條ニ於テ特ニ之レヲ行政官タル警察官ニ委スルモ

チキロウツトイタヒ
徵收アル 被害者
ソノガイカフヲ還付ス
ムリタルモノ還付ス
官沒リアゲル

贖物ブツ
時宜アイトニ
徵收ゲル

司法處分
裁判宣告
結果
委

刑罰ニアタル
手ニ歸ス
コブツシヤ
トスル

ホアンタイセツニ
保存アツカル
經過
トキガ
スクル

全然タク符合アツキ
類似ナル代替物
アルトクテ
モノ特徴
コカクテイシカトキ
ト確定
エコヘン
ハナキ
ヲモチ
ユル

命ツケ

賠償ナヒ
徴收

犯法ナカス

所爲

悪意

甘諾

履行

ノナリ蓋シ古物商ノ所爲ハ刑罰ニ觸レサルモ其物品ハ贓物又ハ遺失物タルニ相違ナキニ於テハ之ヲ古物商ノ手ニ歸スルトキハ其被害者ハ物品カ有リナカラ我カ手ニ入ラサルニ至リ實ニ迷惑千萬タリ故ニ行政處分ヲ以テ本條ノ如ク規定シ以テ公益ヲ保護スルニアリ
若シ被害者ノ知レサルトキハ徴收シタル日ヨリ二ケ年間官ニ保存シ經過ノ上没收スルモノトス
本條ニ於テ警察官ニ望ム一アリ蓋シ古物商ノ所持スル物品カ贓物又ハ遺失物ナル物品ト全然符合スルヲ要ス若シ相類似ノモノナルカ如キトキニ於テ本條ノ處分ヲ爲スカ如キコトアリテハ實ニ營業者ヲ害スル少々ナラス元來彼等ノ營業物品ハ代替物ニシテ特徴アルニアラサレハ確定ナル物品ト云フヲ得サルヘシ故ニ贓物又ハ遺失物カ果シテ古物商ノ買受ケ又ハ交換シタル物品ニ相違ナキヲ認メ且古物商ニ之ヲ示シ公平ニ處分ヲ爲スヲ要ス然ラサレハ法律ノ濫用ヲ免カルヘカラス

古物商ハ本條ノ命ヲ拒ムコトヲ得ヘキヤ否ヤ余ハ之ヲ拒ム權ナキモノト思考ス蓋シ一ノ行政處分ニシテ取締上ヨリ來ル規定ナレハナリ
又古物商ハ物品ヲ徴收セラレ被害者ニ還付セラルルモ別ニ其損害ノ賠償ヲ爲ス權利ナキヤ如何ニアリ
元來古物商ニ於テ處分セラレタル結果假令物品ヲ徴收セラルルモノ之ノ損害ヲ求ムル權ナシ之レ其所爲カ惡シキヨリ生シタルモノナレハ惡シキ所爲ヲ爲シテ其賠償ヲ得ルカ如キハ決シテ道理ノ許サ、ル處タリ然レトモ元ト刑罰ヲ受クル犯法ノ所爲ナシ然ルニ其物品ヲ徴收セラル、カ如キハ古物商ノ惡意ニアラス假令ハ善意ニテ買受ケタルモノカ贓物ナルカ如キハ決シテ古物商ノ責ヲ負フヘキモノニアラス只本條行政上ノ處分ニ甘諾スルノミ左レハ其損害ヲ求ムル權アルコト勿論タリ次ニ其何人ニ向テ權利ヲ履行スヘキヤ即チ其物品ヲ賣渡シタルモノ又ハ交換シタルモノニ對シ行ハサルヘカラス之レ自ラ人ニ損害ヲ加ヘタルモノナレハ之レヲ償フヘキハ民法上一

明ハツ
誤リイニテ
背法ニソムク
事情ガラ
具狀シタテルコト
正ス
官没リアゲル
餘地アルコト
隨時トキニヨリテモ

大原則トス
次ニ若シ警察官ニ於テ本條ノ處分ヲ不當ニ爲シタルトキ例ヘハ贖物ニ係ル
コトノ判明ナラサルモノ又ハ遺失物ニアラサルモノヲ誤リテ徵收シタルト
キハ如何本條此方法ニ對シテ爲スヘキ手續ヲ規定セス然レトモ如何ナル背
法ノ處分ヲモ甘諾スヘシト云フニアラス故ニ若シ斯ノ如キ處分ヲ施シタリ
トセンカ事情ヲ其本屬長官即チ警察官ナレハ府知事若クハ警視總官ニ具
狀シ以テ處分ノ訂正ヲ求メサルムカラスト思考ス
舊法ハ其第二十一條ニ於テ同一ノ規定ヲ爲シタリ只其異ナル点ハ官没スル
期間カ新法ハ二ケ年トシ舊法ハ一ケ年トアルト尙ホ新法ハ違失物ノ場合ニ
於テモ其處分ヲ施シ得ヘキモ舊法ハ其事ナキトノ二個ナリ其遺失物ニ付テ
ハ新法之ヲ全備タラシメ其年限ニ付テハ餘地ヲ得セシメ成ルヘク被害者ヲ
求メ官没ヲ急ニセサルコトヲ示シタルノミ

第十八條 他ノ營業者ニシテ隨時其ノ營業ニ屬スル古物ヲ賣

特ニ適用ニル

買交換シ特ニ此ノ法律ヲ適用スルノ必要アルモノハ命令ヲ
以テ之ヲ定ム

「註」本條ハ古物商外ニシテ本法律ヲ適用スヘキ場合ヲ規定シタリ
他ノ營業者ニシテ隨時其營業ニ屬スル古物トハ例ヘハ呉服商カ偶マ其衣類
ノ古ルキモノヲ賣買交換スルカ如キ瀬戸物商ノ其瀬戸物排下ケテ一時爲シ
タルカ如キ類ナルヘシ然レトモ之レ一々例示スルコト難シ只本條ハ其必要
アル場合ニ於テ命令ヲ以テ定ムルコトヲ示シタルノミ
其詳細ハ命令發布アルヲ以テ更ニ説明セソトス
舊法ハ本條ト比照スル正條ナシ

第十九條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該當スル者ハ二圓以上百圓
以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ
物品帳簿ヲ毀損亡失シタル者

諸項ノ該當タル
虚偽ノ陳述
故意トシテ毀損リコ
コナフ亡失ナフ

違犯ナカス

嫌疑ガイ

汚染シユム

検査シラフシヤアヤシ
間トフ 匿ト 押
収リアケル 厭 ヒイ
ヤガフシツウシ
紛失ナフ 隠匿ク

- 二 第二條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者
- 三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者
- 四 第十五條ニ違犯シタル者

「註」 本條ハ罰金ニ該ル諸項ヲ規定シタリ

本法中處罰スヘキモノト否ラサルモノトノ區別アリ之レ公益私益ヲ害スル
ト取締上ノ爲メナルトニ依テ此區別アルモノタリ左ニ其條項ニ隨テ一々説
明スヘシ

一ノ場合○第十三條ニ於テ犯罪ノ嫌疑アル物品若クハ遺失物又ハ傳染病毒
汚染ノ物品アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ隨時其物品及ヒ其記載セル帳
簿ヲ検査スル權利アリ從テ其不審ノ件々ハ一々尋問シ之レニ對シテ古物商
ハ陳述セサルヘカラス然ルニ其陳述ハ其實ノ如クナラス或ハ押收セラレ差
出テ命セラルルヲ恐レテ虚偽ノ陳述ヲナシ又ハ之レヲ厭フカ爲メニ故ラニ
其物品又ハ帳簿ヲ毀損シ亡失シ即チ紛失セシメ隠匿セシムル等ノ所爲アル

多額ヲイフ

違背ク

必要エリ

トキハ二圓以上百圓ノ罰金ニ處セラルルモノトス之レ公益ヲ害シ私益ヲ防
クニアレハナリ

舊法ハ其第十三條及ヒ第十四條ニ規定シ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス
トアリテ多額ニ於テ倍數ノ差アリ

二ノ場合○古物商ノ營業ヲ爲サントスルモノハ第二條ニ依リ行政廳ノ免
許ヲ受ケサルヘカラス然ルニ其免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲ストキハ二圓以
上百圓以下ノ罰金ニ處セラルヘシ之レ取締法ニ關スレハナリ

舊法第十四條ニ第二條ニ違背シタルモノハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處
ストアリ其第二條ハ古物商ハ管轄廳ノ免許ヲ受ケヘシトアレハ本項ト同一
タリ只其罰金多額ニ於テ相違アルノミトス

三ノ場合○第十四條ニ依レハ古物商ニシテ法律命令ニ違犯シタルトキ行政
廳ニ於テ必要ト認メタルトキハ營業ヲ禁止若クハ停止スルコトヲ得ヘキ規
定タリ而シテ一旦此處分ヲ爲スヤ營業ヲ爲スコトヲ得サルモノトス然ルニ

營業ヲナシタルトキハ法律命令ニ従ハサルモノナレハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラルルモノトス

缺點トコロ

名義ナメ

相當ル

舊法ハ其第十九條ニ依リテ古物商ニシテ一年內ニ古物商取締條例ヲ二度以上犯シタルトキハ其營業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得ルコトヲ規定シタリト雖モ之レニ背キタルモノハ罰スル明文ナシ故ニ缺點ナルヘシ
四ノ場合○禁止ノ處分ヲ受ケタルトキハ其禁ヲ解カルルマテハ自己ハ勿論他人ノ名義ヲ以テ古物商ヲ營ムヲ得サルノミナラス古物商ノ代理人トナルコトヲモ許サ、ルモノトス其停止ノ處分ヲ受ケタルモノハ其停止期限中ニ於テモ亦同一タリ然ルニ之ニ背キ他人ノ名義ヲ以テ營業ヲナシ又ハ古物商ノ代理人トナリタルモノハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラルルモノトス而シテ自己ノ營業ヲナシ、キハ如何ト云フニ之レ第三項ニ於テ禁止又ハ停止中營業ヲナシタルトキトアルニ相當スレハ今更茲ニ之レヲ論スルノ必要ナシ

比較ベル

制裁クワヘル

店舗セ

舊法ハ之レト比較スヘキ條文ナシ

第二十條 第二條、第四條、第六條、第七條、第八條、第十條、第十一條、及第十二條ニ違犯シタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

「註」本條ハ各條項ノ違犯者ニ對スル制裁ヲ規定シタリ

本條ノ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處セラルルハ左ノ件々ナリトス

- 一、行政廳ノ管轄內ニ店舗ヲ設ケタルトキハ其旨届出ツヘキモノナルニ其届出ヲ爲サ、ルモノ(第三條)
- 二、行政廳ノ管轄以外ノ地ニ於テ營業所又ハ店舗ヲ設ケントスルトキハ更ニ其地ニ於テ免許ヲ受ケサルヘカラサルニ其免許ヲ受ケスシテ營業所又ハ店舗ヲ設ケタルモノ
- 三、管轄以外ノ地ニ於テ古物商ニ非ラサル者ヨリ買受ケ若クハ讓受ケタルトキハ其品目ヲ其地ノ行政廳ニ届出ツヘキモノナルニ其届出ヲ爲サ

官衙シヨ公署町村役
場ノ如シ

カクニシカトミ
確認トメル

申告タナル
シヨクマウシ

消毒クナケス
モウクママイツ

、ルモノ但官衙公署ノ公賣品及質業者ヨリ買受ケタルモノハ別ニ届出ツ
ルニ及ハス(第四條ノ第二項)

四、古物ヲ賣買若クハ交換セントセハ其賣主、讓渡主ニ於テ處分權ヲ有
スルコトヲ確認シタル後ニアラサレハ爲スコトヲ得サルハ確認セスシテ
買受ケ又ハ譲受ケタルモノ(第六條ノ前半文)

五、其處分權ヲ確認シテ買受ケ又ハ譲受ケタルモノ際ニ不正品ノ疑アルトキ
ハ直チニ警察官ニ申告スヘキモノナルニ其申告ヲ爲サ、ルモノ(第六條
ノ後半文)

六、住所氏名ノ詳ヒラカナラサルモノヨリ物品ヲ買受ケ又ハ交換スルコ
トヲ得サルニ之レニ背キテ買受ケ又ハ交換シタルモノ尤トモ住所氏名ノ詳
ヒラカナル証人アル者又ハ警察官ノ許ヲ受ケタル者ハ差支ナシ(第七條)

七、傳染病ニ汚染シタル物品ハ消毒後ニアラサレハ買受ケ又ハ譲受ケ
ルコトヲ得サルニ未タ消毒セサルモノヲ買受ケ又ハ譲受ケタルトキ(第

八條ノ第一項

八、品觸到達後六ヶ月内ニ夫レニ相當スル物品ヲ買受ケ又ハ交換シ若ク
ハ寄藏ヲ受ケタルトキ又ハ品觸以前ヨリ所持シタルトキハ直チニ警察官
ニ届出ツヘキモノナルニ其届出ヲ爲サルモノ(第十條)

九、物品ヲ賣買交換シタルトキハ其物品及賣主、讓渡主ヲ帳簿ニ記載
スヘキモノナルニ之ヲ記載セサルモノ(第十一條ノ第一項前半文)

十、其賣リタルトキニ買主、讓受主ヲ詳シラカニ知り居ルニモ拘ハラズ同
シク帳簿ニ記載セサルトキ(第十一條ノ第一項後半文)

十一、帳簿ヲ廢棄セントスルニハ警察官ノ許可ヲ受ケサルヘカラス然ル
ニ許可ヲ受ケスシテ廢棄シタルトキ(第十二條)

以上ハ裁判上ノ處分ナルヲ以テ其裁判ニ不服アルトキハ控訴ヲナシ又控訴
ニ不服アルトキハ上告スルコトヲ得可シ其詳細ナル手續ハ余カ自著ノ刑事
訴訟手續ニ就テ知ラル可シ

到達ク

寄藏カ
ル

所持ナル

記載セル

前半文リウヘ

後半文マイマア

廢棄ヤメル

不服ウチ
控訴ノサ

上告
シガチゴフニ

フウツタヘ

スウヤイグハツチハクノツ
數罪俱發ミガイナド
ニシレタ
ルナイフ

大略マシ

ソウソクスベテモチユ
総則ルキノクナリ

イハシカクタイサイパンカ
裁判確定タシカマリ
シテ云フイ、ワタシヨ
リ一ヶ月ヲテハカク
テイナフヲサハカク
ナリ 納完メル 折算
カシテ 輕禁錮カシ
カシテ 輕禁錮カシ
イルシテ 輕禁錮カシ
ナリ 親屬ル非經過キ
サル

第二十一條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例

ヲ用井ス

「註」 本條ハ此法律ニ刑法中ニアル數罪俱發ノ例ヲ用井サルモノト規定シ
タリ

刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用井ストアレハ他ノ例ハ之ヲ用ユルト云ハサルヘカ
ラサルニ依リ大略之ヲ説ク可シ

元來刑法第五條第二項ニ他ノ法律中別ニ總則ヲ掲ケサルモノハ此刑法ノ總
則ニ從フトアルヨリ本條モ亦其規則ニ依ルヘキモノニシテ一々左ノ場合ハ
此古物商取締法ニモ用ユルモノト知ル可シ

- 一、罰金ハ裁判確定ノ日ヨリ一月内ニ納完スルモノナリ若シ納完セサル
トキハ一圓チ一日ニ折算シテ輕禁錮ニ代エラルルモノトス尤トモ輕禁錮
中本人ハ勿論親屬朋友ニテモ納メタルトキハ經過セル日數チ差引キテ禁
錮チ免サル(刑法第二十七條)

コウリウケイキンコトチナ
拘留ツケレトモ一ハケ
イザイトナリコレキヤ
ハ非ケイザイナリ期滿
ムンアトシサヘタテマツ
免除ミチマヌガル

減輕スル

コウキヨナキ キヤウセイムリ
抗拒タイ 強制 ナシ
ツシヨイシワロン
ケ所爲ザ 論ゼスミ
ナシトス
ルナリ

チカクセイソシホヘシソウ
知覺精神ルコハ口喪
ビウシセヒヨシペンベツ
失ナフ是非アシ辨別
シキヤ
ヘル

- 二、若シ罰金チ減輕シテ科料ニ處セラレタルトキハ裁判確定ノ日ヨリ十日
内ニ納完セシム其納完セサルトキハ一圓チ一日ニ折算シテ拘留ニ代フ其
他ハ前ノ第一ノ如シ(刑法第三十條)
- 三、罰金ハ七年ヲ經ルトキハ期滿免除ヲ得テ之ヲ免カル可シ(刑法第五
十九條)
- 四、罰金チ減輕スヘキトキハ金額ノ四分ノ一チ減スルチ以テ一等トナシ
其加重スヘキトキモ四分ノ一チ加フルチ以テ一等トナス(刑法第七十條)
- 五、抗拒スヘカラサル強制ニ逢ヒ其意ニ非サル所爲ハ其罪ヲ論セス(刑
法第七十五條第一項)
- 六、罪ト爲ルヘキ事實ヲ知ラスシテ犯シタル者ハ其罪ヲ論セス(刑法第
七十七條第二項)
- 七、罪ヲ犯ストキ知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ辨別セサル者ハ其罪ヲ論
セス(刑法第七十八條)

宥恕シ

發覺シレハ

自首テアル

所犯ルツミ 厚誼

再犯チカス

教唆カス 正犯ニシテ

幫助ケル容易スキ

思慮フ

發見ル 自首ル

強テニ 身命チ

強制シツケ

虚偽ツワリ

發覺ル

- 八、罪チ犯ス時滿十六歳以上二十歳ニ滿サルモノハ其罪チ宥恕シテ本刑ニ一等チ減ス(刑法第八十一條)
 - 九、罪チ犯シ事未タ發覺セサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ニ一等チ減ス(刑法第八十五條)
 - 十、所犯情狀原諒スヘキモノハ酌量シテ本刑チ減輕ス其減スルハ一等又ハ二等トス(刑法第八十九條)
 - 十一、先キニ重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノ再犯輕罪(此古物商取締法モ輕罪ナリ)ニ該ルトキハ本刑ニ一等チ加フ(刑法第九十二條)
 - 十二、人チ教唆シテ古物商取締法チ犯サシメタルモノハ亦正犯トシ同一ノ刑ニ處ス(刑法第百五條)
 - 十三、古物商取締法チ犯スコトヲ知リテ之ヲ幫助シ犯罪チ容易ナラシメタルモノハ從犯トシ正犯ノ刑ニ一等チ減ス(刑法第百九條)
- 以上ハ此古物商取締法ニ適用スヘキ刑法ノ各條項ナリトス故ニ一例セハ初

住所氏名カ詳ラカナリト思慮シ物品チ買受ケタル後其詳ラカナラサルコトカ發見スルニ於テハ直チニ警察官ニ其事實チ自首スヘシ其時ハ第二十條ノ二圓以上五十圓以下ノ罰金ヨリ一等チ減シ一圓五十錢以上三十七圓五十錢以下ノ罰金ニ該リテ輕クナルヘシ又停止ノ處分チ受ケアル身ナルモ強テ此物品チ買ヒ取り戻レト追マラレ若シ買ハサルトキハ身命モ危シト云フ切迫ナル場合ニ在テハ心ナラズモ其物品チ買受ケルコトヲ得ヘシ然レトモ其止チ得ス強制ニ出遇ヒテ爲シタルコトヲ証明スルトキハ第十九條ノ罰金チ免カル、コトヲ得ヘシ又古物商ニアラサルモ古物商人チ教唆シテ虚偽ノ陳述チ爲サシメテ物品差押チ免カレントシタルトキハ其モノハ假令古物商ニアラサルモ矢張第十九條第一項ニ依リ古物商人ト同様二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラレルカ如キモノトス

儲斂罪俱發ノ例チ用井ストハ元ト罪ハ數多ク犯シテ一時ニ發覺スルトキハ其内ノ最モ重キ罪ニテ處分チ受ケ其他ノ輕キ罪ハ消ユルカ刑法ノ規則ナリ

賭博チ 窃盜ビト詐
偽取財トシ

尋問トフ

酷シイ
往質ナ

例へハ賭博一度窃盜一度詐欺取財一度合計三ケ度輕罪ノ刑ニ該ル所爲チ犯シタリトセヨ其内ニテ最モ重キ詐欺取財罪ニテ罰セラレ其他ノ賭博窃盜ハ別ニ問ハサルモノトス故ニ例へハ古物商ニシテ住所氏名ノ詳ナラサルモノヨリ物品ヲ買ヒタルコト一度アリ又賣主ノ名前ヲ帳簿ニ記載セサルコト一度アリ又警察官ヨリ尋問セラレタルニ虚偽ノ陳述シタルコト一度アリトセヨカ刑法ニ依レハ其内ノ最モ重キ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル廉ニテ罰シ其他ノニケ度分ハ別ニ罰セサルカ如シ然レトモ本條ニ依リ數罪俱發ノ例ヲ用非ストアルヲ以テ第二十條ト第十九條トヲ適用シ住所氏名詳ナラサルモノヨリ買受ケタル所爲ハ何圓ノ罰金、帳簿ニ記載セサル所爲カ何圓ノ罰金、虚偽ノ陳述ヲナシタルハ何十圓ノ罰金合計何十何圓ノ罰金ニ處セラルルモノトス

右ノ如クスルトキハ刑法ヨリ酷クナルカ如シ然レトモ之レ一ノ取締法ニシテ刑法ト其性質チ異ニスルヲ以テ從テ處分法ヲモ異ナラサルヘカラスト知

カシコセキウチノモノ
家屬チヤコキヤウダイ
ツマドウイツコ
カナイノモノ
雇人ヒニ
責ニ任スウケアシ
ブンカシタトチ
ナジヤウニナル

第二十二條 營業上ニ付テハ家屬又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス

「註」 本條ハ家屬又ハ雇人ノ爲シタルトキノ責ハ何人ニアルヤチ規定シタリ

凡ソ他人ノ爲シタルコトヲ自ラ爲シタルモノト爲シテ其責ヲ受クルト云フハ實ニ迷惑ナルカ如シ例へハ子カ窃盜ヲ爲シタルヲ以テ其親カ裁判ヲ受ケ禁錮ヲ勸メサルヘカヲサルカ如キハ實ニ不都合ナリ之ノ知ラサルモノニ及ホスニアリ然レトモ其事柄ニ依リテハ其責ヲ引受ケサルヘカヲサルコトアリ此古物商取締法ノ如シ何ントナレハ元ト營業ハ其重モナル人例へハ親又ハ主人ノ名義ニシテ其家屬タル妻子又ハ奉公人等ハ其名義ノ下ニ在テ手足ノ如ク働キ働クモノナリ營業上ニ付テハ其名義主ノ手足タリ又名前主ヨリ

○第二十二條

安價子
命ツケ
所爲ザ
注意ケル
坐右
肝要

云へハ其妻子兄弟又ハ雇人ハ自分ノ手足ノ如シ即チ自分ノ命令ノ如ク働ク
モノナリ例へハ此物品ハ何圓何十錢ニ賣却スヘシ又ハ停止處分中ナレハ決
シテ物品ノ賣買ヲ爲スヘカラスト云フカ如シ其家屬又ハ雇人ハ其命ニ從ヒ
夫レヨリ價チ安ク賣ルヘカラス又賣買ヲ爲スヘカラス若シ安價ニ賣却スル
トキハ此セラルル者ナリ夫レ斯ノ如ク家屬又ハ雇人ハ營業上其名前主ノ命
ニ從フヘキモノナレハ其名前主ハ家屬又ハ雇人ノ爲シタルコトニ付テハ責
ニ任セサルヘカラス即チ自分ノ手足カ爲シタルモノナレハ之ヲ知ラスト云
フ能ハス彼ノ子又ハ雇人カ賭博ヲ爲シタリトテ其所爲ヲ引キ受ケサルト同
シカラス
故ニ古物營業者ハ常ニ其家屬又ハ雇人ニ注意シ規則ヲ示シ又ハ言ヒ聞ケ罰
セラレサル様心掛ク可シ
又家屬雇人ニ於テモ常ニ此法律ヲ坐右ニ置キ營業主ニ害ノ及ハサル様注意
スルヲ以テ肝要ナリトス

舊法第二十二條ニ於テ同一ノ法文アリ

第二十三條 此ノ法律ヲ執行スル爲ニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

「註」 本條ハ施行細則ノ事ヲ規定シタリ

憲法第九條ニ天皇ハ法律ヲ執行スル爲メニ、、、、必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシムトアリテ即チ本條ノ所謂法律施行ノ爲メニ必要ナル細則タリ此細則ハ未タ發布ナキヲ以テ今之レヲ説明スルコト難シ依テ發布アレハ之ヲ補遺トシテ注解ヲ加フルコトアルヘシ

附則

第二十四條 此ノ法律ハ明治二十八年九月一日ヨリ施行ス但シ沖繩縣ニ施行セス

「註」 本條ハ施行期限ヲ定メタリ

此古物商取締法ハ來ル九月一日ヨリ實施セラル即チ九月一日ヨリ此法律ニ

施行ナフ細則キキソ
執行ナフ
發布タス
補遺ナヒ
附則アチクキツケ
施行ナフ

從ハサルヘカラス此期限アルハ人々ニ周ク知ラシムルカ爲メナリ此期限ヲ過クレハ人々皆悉ク知リタルモノトナシ施行ス
 人或ハ日ハノ九月一日マテ知ラサルモノアレハ如何ニ爲スヤト
 若シ斯ノ如キ人アリトセハ其人ノ罪ニシテ法律ノ惡シキ爲メニアラス此期限サヘ經過セハ日本國人民ハ皆知リタルモノト見做スヘシ若シモ然セサルトキハ實施スルノ際限ナク效用ナキニ至ルヘシ之レ施行期限ノ必要アル所以ナリ又沖繩縣ニ未タ行フ時機來ラストス

第二十五條 明治十六年第五十號布告古物商取締條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

「註」 本條ハ古物商取締條例ノ廢止ノ事ヲ規定シタリ
 此古物商取締法カ九月一日ヨリ實施ナレハ古物商取締條例ハ不用ノモノナレハ其日限り廢止スヘキハ當然トス之レ同シモノニ二個ノ規則ハ必要ナクレハナリ

ノイシキマ
際限リ

ツキト
時機キ
廢止
ル

ハインヤメ
廢止
ル

新舊法比較表

(舊)古物商取締條例

第一條 古物商トハ古道具、古本、古書畫、古着、古銅鐵、漬金銀ヲ賣買スル營業ヲ云フ
 袋物屋小間物屋籠甲屋時計屋飾屋煙管屋ニシテ其營業ニ屬スル古物ヲ賣買交換スル者及ヒ刀劍商ハ此條例ニ準據スヘシ

第二條 古物商ハ管轄廳東京府ハ警視廳ノ免許ヲ受クヘシ

(新)古物商取締法

第一條 古物商トハ主トシテ一度使用シタル物品若ハ其ノ物品ニ幾部ノ手入ヲ爲シタルモノヲ賣買交換スルヲ以テ營業ト爲ス者ヲ云フ

第二條 古物商ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ其ノ物品ノ種類ヲ定メ行政廳ノ免許ヲ受クヘシ

第三條 古物商ハ免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄内ニ店舗ヲ設ケタルトキハ其ノ旨行政廳ニ届出ツヘシ

第四條 免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄以外ノ地

第三條 古物商物品ヲ賣買シ又ハ交換シタルトキハ警察官ニ於テ其物品及ヒ賣主讓主ヲ調査スルニ差支ナキ様簿冊ニ記載シ且買主讓受主ヲ詳ニスルコトヲ得タルトキハ之ヲ記載ス可シ

ニ於テ營業所又ハ店舗ヲ設ケムントスルトキハ更ニ其ノ地行政廳ノ免許ヲ受クヘシ
 管轄以外ノ地ニ於テ營業所又ハ店舗ヲ設クルニ非スシテ賣買若ハ交換シタルトキハ古物ニ非サル者ヨリ買受ケ若ハ讓受ケタル場合ニ限リ其品目ヲ其地ノ行政廳ニ届出ヘシ但官衛公署ノ公賣品及質業者ヨリ買受ケタルモノハ此限ニアラス

第十一條 古物商物品ヲ賣買シ若ハ交換シタルトキハ其ノ物品及賣主、讓渡主ヲ帳簿ニ記載シ又買主讓受主ヲ詳ニスルコトヲ得タルトキハ之ヲ記載スヘシ
 其ノ他帳簿ニ關スル規定ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第四條 身元詳ナラサル者ヨリ物品ヲ買取リ又ハ交換スルコトヲ得ス但身元詳ナル者其証人タルトキ又ハ警察官若クハ巡查ノ認可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

第十二條 物品ノ賣買交換ヲ記載シタル帳簿ヲ廢棄セムトスルトキハ警察官ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 住所、氏名ノ詳ナラサル者ヨリ物品ヲ買受ケ又ハ交換スルコトヲ得ス但シ住所、氏名ノ詳ナル者其証人タルトキ又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

第八條 傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ買受ケ又ハ讓受クルコトヲ得ス
 前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未ダ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ消毒法ヲ施サシム

第五條 十五年未滿ノ者白痴風癩者及ヒ雇人

雇主ノ家ニアル者ヨリ物品ヲ買取り又ハ交換スルコトヲ

得ス但父母後見人雇主又ハ身元詳ナル者其証

人タルトキハ此限ニアラス

官廳、町村、學校、病院、社寺、會社ノ印章記號

アル物品ハ其賣却シ得ヘキコトヲ証明スル証

人二名以上アルニ非サレハ之ヲ買取り又ハ交

換スルコトヲ得ス

前二項ニ違背シタル者ハ警察官ノ命ニ依リ無

代價ニテ物品ヲ取戻サルルコトアルヘシ

第六條 古物商ハ營業者タルト否トテ問ハス盜

罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九十九條第四

其ノ命ニ從ハサルトキハ之ヲ官沒ス

第六條 古物商物品ヲ買受ケ若ハ交換セントス

ルトキハ賣主讓渡主ニ於テ其ノ物品ヲ處分ス

ルノ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後之ヲ爲

スヘシ若不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官ニ

申告スヘシ

百一條ノ處斷ヲ受ケタル者ヨリ物品ヲ買取り

又ハ交換シ及ヒ寄藏スルトキハ警察官ノ許可

ヲ受クヘシ違フモノハ一月以上三年以下ノ重

禁錮又ハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 古物商ハ自宅又ハ許可ヲ受ケタル市場

及ヒ賣主讓主ノ居宅ノ外ニ於テ物品ヲ買取り

又ハ交換スルコトヲ得ス

第八條 刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具ハ身元詳

ナラサル者及ヒ盜罪賭博ノ所斷ヲ受ケタル者

ニ賣渡讓渡シ又ハ露店及ヒ露傍ニ於テ賣渡讓

渡スコトヲ得ス

第九條 古物商物品ヲ他府縣ニ運送セントスル

トキ又ハ他府縣ヨリ受取りタルトキハ其物品

第五條 左ニ記載シタルモノニ關スル規定ハ別

ニ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

一 古物ノ市場、行商、露店及露賣

二 刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具其ノ他危險

ノ虞アル物品ノ賣買交換

(本條ト比スルハ新法第四條ノ第二項ト恰モ同
シキモノナルヘシ)

ノ目餘ヲ所轄警察署ニ届出ツヘシ
警察官ハ時宜ニ依リ荷作ヲ解キ物品ヲ検査シ
之ヲ差押フルコトアルヘシ但費用ハ届人之ヲ
擔當スヘシ

第十條 贓物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月

日時ヲ其品觸寫書ニ附記スヘシ

第十一條 品觸到達以後一年内ニ類似ノ物品ヲ
買取リ又ハ交換シ及ヒ寄藏シタルトキ若クハ
其以前ニ之ヲ得タルマ、所持シタルトキハ直
ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ若シ届出テスシテ
其理由ヲ辨解スルコト能ハサル者ハ第六條ノ

第九條 贓物ニシテ特ニ識別シ得ヘキ物品ニ限
リ警察官ハ品觸ヲ發スルコトヲ得

第十條 贓物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月

日時其ノ品觸寫書ニ附記スヘシ品觸到達以後
六ヶ月内ニ品觸ニ相當スル物品ヲ買受ケ又ハ
交換シ若ハ寄藏ヲ受ケ若ハ其ノ以前ニ之ヲ得
タル儘所持シタルトキハ直ニ警察官ニ届出ヘ
シ

刑ニ同シ

第十二條 物品ノ賣買交換ヲ記載シタル簿冊及
ヒ品觸寫書ハ十年間保存スヘシ若シ亡失シタ
ルトキハ直チニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第十三條 警察官ハ何時タリトモ古物商ノ店舗
ニ臨ミ物品及ヒ簿冊ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ
其物品ヲ差押又ハ時々簿冊ヲ差出サシメ之ヲ
検査スルコトアルヘシ古物商ハ之ヲ拒ムコト
ヲ得ス

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第
八條第九條第十條第十二條第十三條ニ違背シ

第十三條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺

失物又ハ傳染病毒汚染ノ物品アリト認ムルト
キハ何時タリトモ物品及帳簿ノ検査ヲ爲シ時
宜ニ依リ其ノ物品ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サ
シムルコトヲ得

警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領置証
書ヲ交付スヘシ

第二十條 第三條第四條第六條第七條第八條
第十條第十一條及第十二條ニ違犯シタル者ハ

又ハ詐偽ノ届出チナシタル者ハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 第十五條第十一條第十四條及ヒ刑法

第三百九十九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル

古物商ハ管轄廳東京府ハ
警視廳ニ於テ三日以上三年以

下ノ特別取締ニ付スルコトヲ得

第十六條 特別取締ニ付セラレタル者ハ尙ホ左

ノ項目ニ從フヘシ

一 物品ヲ買取リ又ハ交換シタルトキハ其賣

主讓主ノ住所氏名年齢及ヒ物品ノ形狀

徵章番號納納摸樣
損所ノ類 價額年月日時ヲ簿冊ニ記載

スヘシ

二 日出前日没後ハ物品ヲ買取リ又ハ交換シ

二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

及ヒ寄藏スルコトヲ得ス

三 營業者ニアラサル者ヨリ物品ヲ買取リ又

ハ交換シタルトキハ其物品ヲ原狀ノ儘五

日間保存スヘシ

四 物品ヲ賣渡シ又ハ交換シタルトキハ其物

品ノ形狀價額年月日時ヲ簿冊ニ記載シ且

買主讓受主ノ住所氏名年齢ヲ知り得タル

トキハ之ヲ記載スヘシ

五 毎月一度物品賣買交換簿冊ヲ所轄警察署

ヘ差出シ其檢査ヲ受クヘシ

六 住所ヲ移轉シ又ハ旅行シ又ハ他人ヲ宿泊

同居セシメントスルトキハ所轄警察署ノ

認可ヲ受クヘシ

第十七條 前條ニ違背シタル者ハ三圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 特別取締ニ付セラレタル者第六條第十一條第十四條第十七條ニ依リ罰金ニ處セラレタルトキハ直ニ之ヲ納完セシム若シ納完セサル者ハ留置セララルコトアル可シ

第十九條 古物商一年内ニ此條例ヲ再犯シタルトキハ行政ノ處分ヲ以テ其營業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

第十四條 古物商法律命令ニ違犯シ行政廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止若ハ停止スルコトヲ得

禁止及停止ノ效力ハ全國ニ及フ

第十五條 禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ古物商營業ヲ爲シ又ハ古物商ノ代理人タルコトヲ得ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其

ノ期限内亦同シ

第十六條 行政廳ハ何時タリトモ營業禁止ヲ解除コトヲ得

第二十一條 此ノ法律ヲ犯シタル者ハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第十七條 古物商ノ買受ケ又ハ交換シタル物品ニシテ遺失物若ハ贖物ニ係ルトキハ營業者ヨリシタルト否トテ問ハス警察官ニ於テ之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得若被害者知レサルトキハ徵收シタル日ヨリニテ年ノ後官沒スルコトヲ得

第十八條 他ノ營業者ニシテ隨時其ノ營業ニ屬スル古物ヲ賣買交換シ特ニ此ノ法律ヲ適用ス

第二十條 此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第二十一條 此條例ヲ犯シテ買取り又ハ交換シタル物品贓物ニ係ルモノハ營業者ニ依ルト否トテ問ハス警察署ニ於テ之ヲ追徵シテ被害者ニ還付スヘシ若シ被害者知レサルトキハ之ヲ留置シ一年ノ後官沒ス

ルノ必要アルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 左ニ掲タル諸項ノ一ニ該當スル者ハ
二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ陳述ヲ爲シ
又ハ故意ニ物品帳簿ヲ毀損亡失シタル者

二 第二條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタ
ル者

三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者

四 第十五條ニ違犯シタル者

第二十二條 營業上ニ付テハ家屬又ハ雇人ノ所
爲ト雖モ營業者其責ニ任ス

第二十三條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル
細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 商業上ニ付テハ家屬又ハ雇人ノ所
爲ト雖モ營業者其責ニ任スヘシ
第二十三條 此條例ヲ施行スルノ方法細則ハ警
視總監府知事 東京府 縣令ニ於テ便宜取設ケ内
ヲ除ク

務卿ニ届出ツヘシ

附 則

第二十四條 此法律ハ明治二十八年九月一日ヨ
リ施行ス但シ沖繩縣ニ施行セス

第二十五條 明治十六年第五十號布告古物商取
締條例ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

終

終

全 明治廿八年五月廿五日印刷
年五月卅一日發行

定價金拾元



著 者 樋 山 廣 業

發 行 者 笹 田 彌 兵 衛
京都市下京區寺町通錦小路上
圓福寺前町廿三番戶

發 行 所 京 都 市 古 物 商 同 盟 會

印 刷 者 名 木 右 三 郎
京都市下京區四條通繩手東入
祇園町八十六番戶

印 刷 所 瀨 戶 清 次 郎
大坂市西區鞆下通二丁目四十八番屋敷
一成舍

廣告

判事 樋山 廣業 先生 著

質屋取締法詳解

金子 靜枝 先生 校閱
清水 潔 先生 著作

全一冊 近刻

京都名所圖會

全一冊

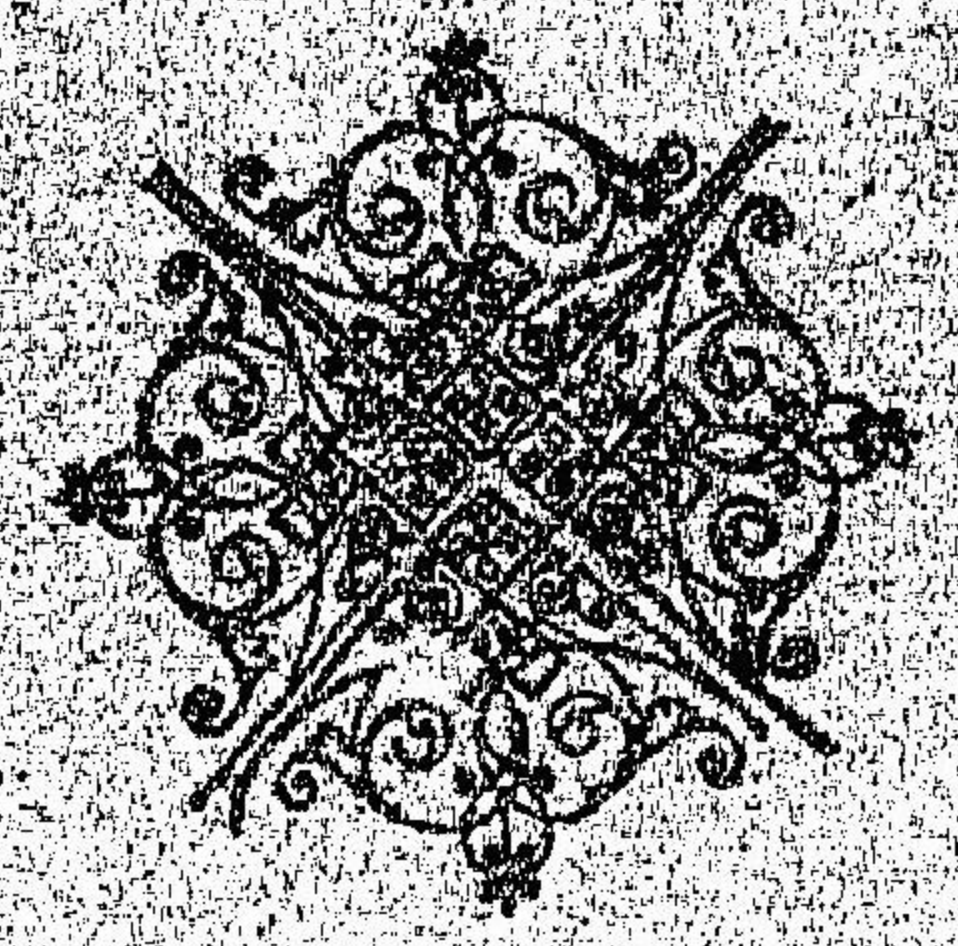
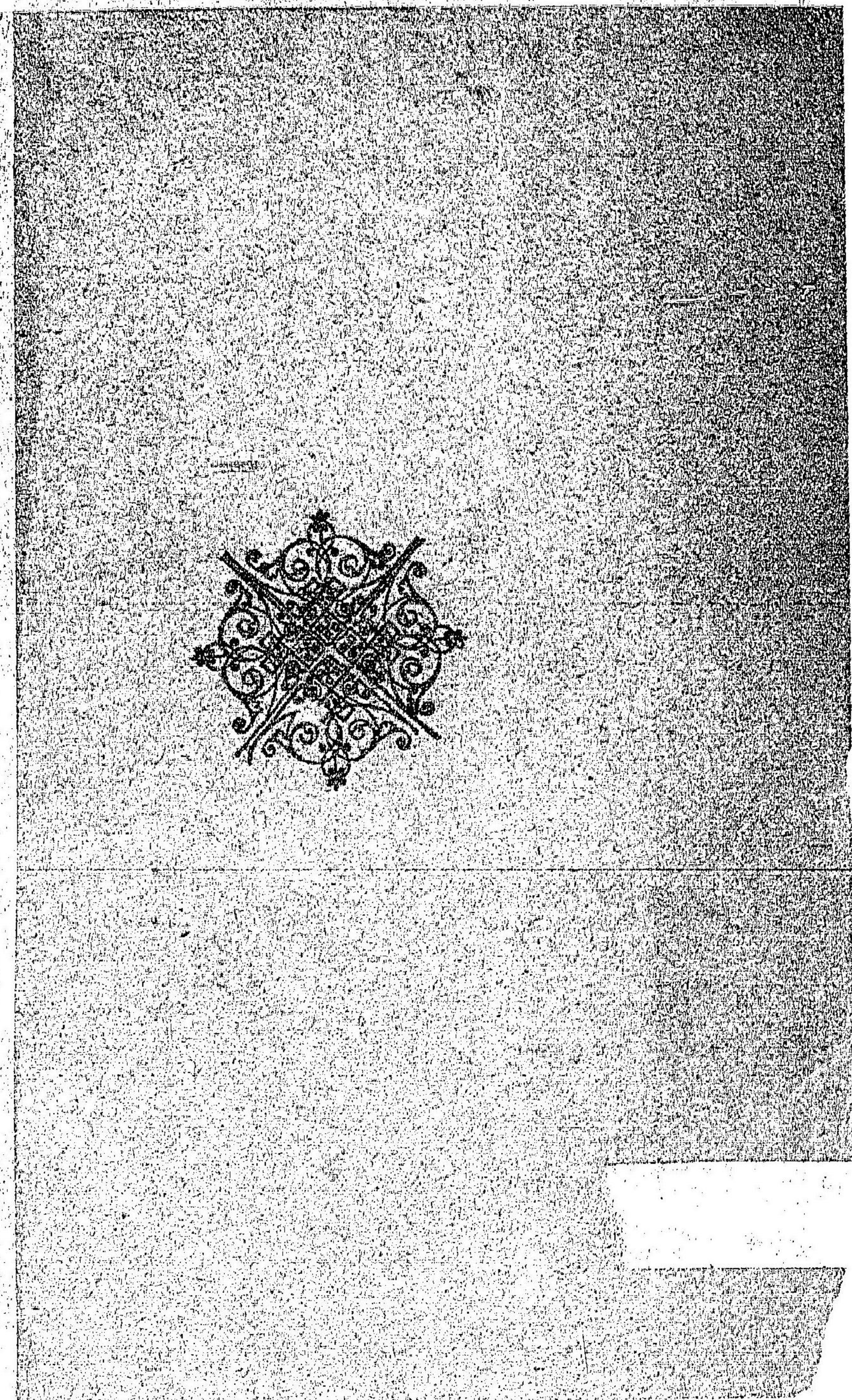
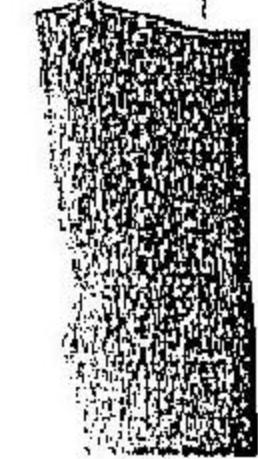
名所案内記ノ類目下世上ニ行ハルモノ數多アリト雖或ハ大冊ニ過テ携帶ニ便ナラズ或ハ賣價不廉ナルモノアリ或ハ小冊低廉ナルモ名所圖ノ少キ其記事ノ粗ナル等殆ド一ノ完全タル案内記ナキヲ愛ヒ有名ナル畫伯清水紫蝶先生ニ乞ヒ多年ノ特日巨額ノ費ヲ吝マズ七十餘ヶ所ヲ或ハ寫眞機ヲ携ヘ或ハ實地ヲ撰寫スル等非常ノ勞力ト費用ヲ費シ尙其眞ヲ失ハシコトヲ恐レ石版ニ寫シ煩鮮明ニ印刷シ且記事行文ノ精確簡明ナル携帶ニ便ナル定價ノ低廉ナル實ニ天下無比ノ好良案内者タレバ名所古蹟ヲ探ラルハ勿論御土産進物ニハ欠ベカラザル好良資料タリ
淺井廣信著作

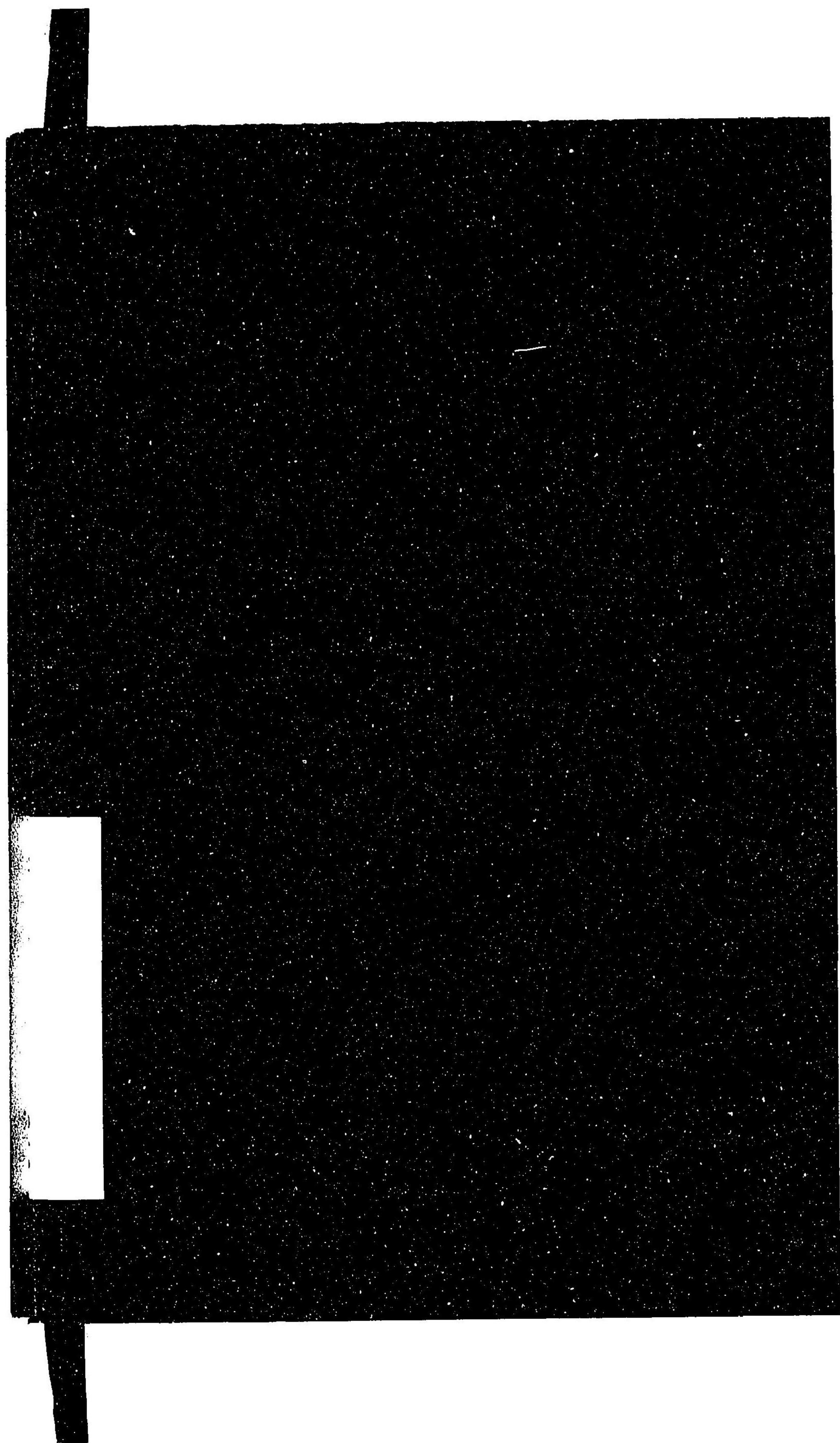
京都祇園會圖會

全一冊

本書ハ題號ノ如ク著者ガ多年ノ時日ヲ費シ彼有名ナル天下無双ノ壯觀雄美ト稱セラル、京都八坂神社祭禮ノ緣起及山鉾ノ由來沿革ヲ精確ニ記述シ加フルニ一々鮮明美麗ナル山鉾ノ圖ヲ附シタルハ本書一タヒ緋ケハ恰モ坐シテ祇園祭禮ノ實況ヲ傍觀スル如キ感アラシムル頗ル美術ニ富メル天下無類ノ良書ナレバ御土産進物ノ好資料タリ乞一本ヲ購テ弊舖ノ誼言ナラザルヲ知リ玉ヘ

木版極彩色山鉾密畫數十枚挿入
和裝優美高尚頗美本定價金卅錢郵
稅金四錢





特46

210

新旧
比照 古物商取締法詳解

国立国会図書館

033627-000-4

特46-210

古物商取締法詳解

樋山 広業 / 著

M28

BBK-0470

